

鎌倉幕府の裁判における私和与について

——関係史料の基礎的な整理のために——

西村 安博

まえがき

一、私和与に関する基本的な理解

- (1) 石井良助博士の理解とその依拠史料
- (2) 平山行三氏の理解とその依拠史料
- (3) 私和与をめぐる近時の理解のあり方について

二、私和与をめぐる関係史料の整理

- (1) 私和与の語が明記される史料 (A)
 - (2) 私和与の意味を間接的に理解する上で参照され得る史料 (B)
 - (3) 補遺 (C)
- あとがき

まえがき

鎌倉幕府の裁判における私和与については、鎌倉時代後期に作成されたことが推定されている『沙汰未練書』^①の中で次のように記されていることは夙に知られているところである。

一 私和與事、雖書載何様契約誠詞、於私和與者、上裁之時、被棄置之、但任和與狀被成御下知者、不_レ及子細、

本稿では、この私和与をめぐる基本的な理解の現状をあらためて確認するとともに、それらの理解が依拠する史料についてもあわせて確認を試みる一方で、私和与に関する一定の示唆を与え得る史料として考えられる関係史料をあらためて指摘することなどを通じて、こんご私和与に関する法制史的な理解の可能性を探っていくための基礎的な作業を行うことを主たる課題とする。

筆者は以前に、幕府の裁判手続において認可申請が行われなかった和与が後に生じた紛争事案において私和与として取り扱われる可能性の問題に関して少しく言及する機会を得るとともに、幕府裁判所が和与を認可する際に発給した裁許状（下知状）以外の裁許状の中で和与の語が現れる文書、すなわち「和与の成立したのちに再び紛争が発生した場合などにあらためて発給されたような裁許状をはじめとして、何らかのかたちで和与そのものの内容、あるいは和与の事実が取り上げられているような裁許状」を蒐集し、それらを整理した結果をまとめる機会を得た。^③そして、その後あらためて私和与に関する理解の可能性について少しく愚見を述べる機会に恵まれたものの^④、その中では必ずしも明瞭な説

明を試みることが叶わなかった。

そこで、かような意味における反省を踏まえ、本稿ではこれまでに指摘されている私和与に関する史料をはじめとして、それ以外の私和与に関係する史料をも広く蒐集することにより、私和与に関する史料をあらためて整理し直すことを課題としたい。具体的には、私和与の語が明記される史料をはじめとして、筆者が新たに見出すにいたっているところの、私和与に関する裁判手続法上の意義をより具体的になかたちで解明していくためにも有意義であると考えられる関係史料をも含めて私和与に関係する史料の基礎的な整理を試みることにし、こんご和与あるいは私和与に関する理解を深めていくための前提となる基本的な素材を明らかにしておきたいと思う。⁵⁾

一、私和与に関する基本的な理解

かつて石井良助博士あるいは平山行三氏をはじめとする先学の優れた実証的研究によって和与あるいは私和与に関する基本的な理解が導かれることになったが、以下ではあらためて、こんにち得られている私和与をめぐる理解のあり方について、その現状を少しく確認しておくことしたいと思います。

(1) 石井良助博士の理解とその依拠史料

周知のように、『沙汰未練書』における「私和与」に関する記載内容を前提にされた石井博士は著書『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、一九三八年）の中で、鎌倉幕府の裁判手続法における和与あるいは私和与に関する基本的な理解について次のように説いておられる。すなわち、「和與は單に訴訟當事者間で契約しただけでは、訴訟法上の

效力を生じない。之が爲には當事者は協定して和解を爲すと共に、和與狀を作成して、之に對する裁判所の認可を受けねばならなかつた。従つて和與狀にもその旨を記載したものがあつた。裁判書の認可を受けて居ない和與は所謂「私和與」であつて、裁判所は後の訴訟に於て之に拘束される事はなかつたのである。」(二六八頁)と。

この上で、幕府裁判所による認可を受けるための方法については、「代理人が不利な(自己の側が譲歩する)和與契約を締結するが爲には、彼は本人より特別代理權を得なければならず、且裁判所に舉狀を提出してその事實を證明しなければならなかつたのである」(二六九頁・註(四三四))と述べておられる。

当時において和与が認可されるために必要とされる前提的な裁判手続はおおよそこのように理解されるが、他方で裁判所による認可を受けておく必要があると考えていた當事者の意思が和与状の中に取られて記載される恰好になつて一つの事例として、「高野山文書」嘉暦元(二二二—二二六)年八月廿一日附紀伊国南部莊年貢米和与請文⁽⁶⁾に記される「……仍爲向後龜鏡、爲申給御下知狀如件……」が取り上げられている(二七〇頁・註四三五)。

同時にまた、和与成立のために一方當事者から金錢(和與用途)の支払いが予定されている事案においては、たとえ裁判所によつて当該和与が首尾良く認可されることになつた場合であつても、当該費用が完済されない間は和与内容を履行することが出来ない旨を約しておくことのあつたことが指摘されている(二七〇頁・註四三五、「八坂神社文書(建内文書三)」正中三(二二二—二二六)年三月三日附勝算請文↓後掲史料②II(b)参照)。この事例に関しては、「尤も之が履行を裁判所に訴求する事は出来なかつたであらう(即ち私和與と同一の效力しか有しなかつたのであらう)。」(二七〇頁・註(四三五))との解説が附される中で、当該和与に對して裁判所による認可が与えられない間は裁判手続法上、私和与として取扱われることになつたことが推測されることが分かる。

その一方で石井博士は、「当該合意の内容をめぐつて紛争が再発したことにより訴訟が再度提起されることになり、

裁判所があらためて判断を求められることになった際に審理が行われた結果、当該合意の内容がそもそも「認可を受けてない和与」（＝「私和与」）であったことが明白となった場合には、裁判所はその判断において当該和与の内容に拘束される必要はない」とする『沙汰未練書』の「私和与」に関する規定内容を根拠に、「私和与」の語が明記される事例として次のような史料を示しておられる。

すなわち、「高野山文書」建治元（一二七五）年十二月 日附紀伊國阿弓河莊地頭湯淺宗親陳狀案（後掲史料Ⅰ①）に記される「所詮、按察房請所職事、號私之和與、令變改」、「高野山文書」建治二（一二七六）年七月 日附地頭湯淺宗親陳狀案（後掲史料②・Ⅰ(c)）に記される「一 契狀事、彼狀云、兩方和與之儀、無跡方虛誕也云々、此條奸謀申狀也、如按察阿闍梨狀者、紀伊國阿弓河御莊請所事、所詮、以和與之儀、上下莊公用百八貫八百廿三文者請佐勢申候了云々」「以和字模漢字」、此狀非和與狀哉、文言分明也、爭今可證申哉、就中、被破私和與事、傍例非一也、加賀國安弘莊地頭與預所中分和與事被破之、加之、淡路國四島莊地頭與預所條々和與事、爲雄島餘次左衛門尉、中津河五郎左衛門尉之奉行、近日被合御沙汰、悉被破了、此上者何限按察阿闍梨之濫訴、有御許容、可被背傍例哉……」、あるいは、「高野山文書」嘉曆四（一二三九）年三月十三日附雜掌久代了信書狀（後掲史料③・Ⅰ(a)）に記される「彼先年和與事、爲私和與之間、徒事也」を指摘しておられる。

そして同時にまた、「私和与」の語こそ明記はされていないものの、「私和与」に密接に関係する史料として「相良家文書」正安四（一二〇二）年六月 日附肥後國多良木村地頭代申狀案（後掲史料Ⅱ⑤）に記される「相互存和談儀之處、就和與狀、號不給御下知狀、彌云押領、云濫妨、云對捍、並之、令張行」、あるいは、元亨二（一二三二）年正月十二日附新編追加第二七九条（後掲史料Ⅱ⑥）に記される「一 國領地頭等可濟年貢事……次同所領請所事、前々蒙下知預御口入地之外者、可顛倒、但康元々年以前者、雖爲私和談、不可有相違、弘安七年以後者、縱帶裁許狀、宜任國司之意焉、」

を指摘しておられる(以上は二七〇―二七一頁・註(四三六)参照)。

その一方で、当事者あるいは裁判所が私和与について具体的にはどのような認識を有していたのかについて一定の理解を与え得る事例として、石井博士は「東寺百合文書」延慶三(一一三〇)年十二月 日附仁和寺歡喜壽院寺官等申状案(後掲史料④・I(b))を取り上げ、次のように説明しておられる。すなわち、「若雖私和與、相互書與狀畢、爭輒可違約哉、況爲上裁、被仰定之處、忽違背上裁、任雅意令支配之條、罪科難遁者歟」との文言に注目する中で、「此文章の前段は私和與が契約として有効である事を主張するものであるが、恐らくこの主張は訴人の單なる申狀たるに止まり裁判所によつて採用されなかつたであらうと思はれる(尤も此場合には訴人は該和與には上裁ありと主張して居るのであるから、それが眞實である限り私和與が有效なりやに就て裁判所は判斷を與へる必要はなかつた譯であるが)」（二七一頁註(四三七)と。

(2) 平山行三氏の理解とその依拠史料

平山行三氏によつて戦前から戦後にかけて進められた和与に関する実証的研究の成果は著書『和与の研究―鎌倉幕府司法制度の一節―』(吉川弘文館、一九六四年)において体系的にまとめられるにいたつてゐることは周知の通りである。鎌倉幕府の裁判においては和与を認可するか否かの審査が行われていたとの自説を強調する平山氏は、「和与を許さない」との審査結果にいたつた場合が現実には生じ得ていた可能性について次のように論じておられる。

すなわち、「私和与」に關係する史料として石井博士によつて指摘された「相良家文書」正安四(一一三〇二)年六月 日附肥後国多良木村地頭代申状案(後掲史料II⑤)を取り上げる中で、当該文書に記される「……就和与状、号不給御下知状……」に關して、「訴人は濫訴を起し、やがて和解を申し込み、成立しそふになつたが、御下知を給わずと号

して押領や濫妨を行なったというのであるが、「号給御下知状」と記されている事は、この事件については、裁判所が和与を許さない方針であることが、察知された結果ではないかということが推察されなくもないのである」(平山前掲書一四頁、以下、該当頁を記す)と。しかしながら、氏が注目された文言の理解には誤解が多分に含まれているものと思われ、やはり両当事者が一旦和与状を交わしているながらも、(認可申請が行われることのないまま)未だに認可の裁許状を得ていない状態(「私和与」)であることが表現されているものと考えられる方が正確ではないかと思われる。

そして、「私和与」に関しては「欄寝文書」元亨三(一二三三)年十一月廿九日附鎮西裁許状(後掲史料^⑩)を取り上げることに、平山氏は次のような理解を示しておられる。

すなわち、「欄寝氏一族の相論で、清保と清任らとの間に和解が成立し(両方が和与状を交換し、認可の下知状を申請したものと推測される)たので、訴訟の進行を停止した(おそらく和与認可の下知状が容易に下らなかったため)が清保は、(当事者の間で和与が成立したのに)認可の下知が下らないときは、「私和与」になるから不可であると申し立てをしたため、是非を糺決しようということに評議が一決したというのであり、事情は必ずしも詳らかではないが、清保が「不可依私和与」と申し立てをした事は、当事者の間で和与が成立したにもかかわらず、裁判所が認可の下知を与えない結果、「私和与」が生ずるケースが存在したことを示すものであろう。」(一一五頁)と。

平山氏はこのように、訴訟両当事者間に和与が成立し両当事者が裁判所に対して和与認可の申請を行ったにもかかわらず、審査を行った裁判所がそれを認めず、結果として和与を許可する裁許状(下知状)を与えない場合のあったこと、すなわち、このような意味において「私和与」が生じ得ていたことを指摘するにいたっている。

しかしながら、平山氏の説かれた「審査」の理解には疑問な点が多く、筆者は旧稿^⑪において少しく論じる機会を既に得ているので、いまここであらためて詳論することは差し控えたいと思う。ただし、次に示す内容については既に述べ

ていることではあるが、今一度確認を要することでもあるのであらためて記しておくことにしたい。

「沙汰未練書」が定義する「私和与」は広い意味において、①そもそも幕府裁判所に係属していない紛争事案の中で成立した和与、あるいは、②幕府裁判所に係属している訴訟事案の中で成立した和与でありながら「下知（＝和与認可裁許状）を得ていない和与」のことであつたとするならば、とりわけ②に関しては次のような場合のあり得たことが考えられる。たとえば、(i) 当事者間では「和与」が成立しているものの、それ以降「和与認可申請」を行わないままの状態が継続している場合、(ii) 現実に「和与認可申請」を行っているものの、裁判所から未だ認可裁許状の下付を受けていない状態にある場合、(iii) 「和与認可申請」を行ったものの「審査」の結果、当該和与が裁判所によって積極的に否定されるにいたつて不認可との判断が下された場合、などが考えられることになる。

他方で平山氏は、「和与の条件としての下地中分」に関して次のように論じる中で、「高野山文書」嘉暦四（一二三二）年三月十三日附雑掌久代了信書状（後掲史料Ⅰ③）に言及しておられる。すなわち、「庄園の惣庄に亘つて一挙に下地中分が行われるもので、領家と地頭の間、荘園の下地を分割し、領家と地頭とが、その権利を行使し得る下地を劃然とせしめる契約である。これは領家地頭の紛争の永久的解決の手段として、鎌倉時代の後半に和与の条件として各庄園に盛んに採用された。嚮に記した久代了信の書状に、「(上略) 先年和与事、為私和与之間、徒事也、就中、彼和与状者、為所務之間、向後猶年貢結解之煩不可断絶、然者、非下地和与者、一切不可叶(下略)」と記されているのは、領家の法廷戦術に関連して述べられた一節であるが、下地和与が相論の抜本的解決方法として考えられていたことを示すものである。……播磨国久留美庄において和与による地頭請所が成立した時の、地頭藤原秀綱の請文に、「もしこの契約に背いて請料用途などの未進懈怠を行なう場合は、沙汰を経たるのち中分せらるべし」という意味の一節を記載しているのも、中分が最終的手段として考えられていたことを示すものであろう。」（二六七～一六八頁、傍線筆者、以下同じ）と。

しかしながら、ここに明らかになるように、両当事者による主張の応酬が繰り広げられる中で「私和与」がどのような意味において捉えられているのかという肝腎な点については、平山氏の見解が直接述べられるにいたっていないのは誠に惜しまれるところである。

(3) 私和与をめぐる近時の理解のあり方について

かつて佐藤進一博士は、著書『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七一年〔新版・新装版、二〇〇三年〕）の中で、石井博士の示された理解を踏まえるかたちで、「こうして和与状に対して交付される下知状を和与の裁許といい、これのない和与は「私和与」といつて爾後訴訟法上不利益を蒙った。」（二四二―二四三頁）と説いておられる。あるいはまた、羽下徳彦氏はこの趣旨を受けるかたちで論文「訴訟文書」の中で、「和与は、実は和与状の作成、両当事者の署判と奉行人裏封だけでは完成しない。この和与状を承認する判決が下らなければ、幕府法上の効力は発生しないのであり、然らざるものは私和与といつて無効である。」と述べておられる。

その後、日本中世の法と裁判のあり方をめぐって国制史的な関心からの理解が与えられる中では、石井博士の示された『沙汰未練書』における「私和与」に関する理解が前提にされ、「和与」は認可の「下知」を得ることによって法的な効力を付与される」こと、そして「「下知」を得ない「私和与」は幕府法廷においてその効力を主張できない」ことが確認されている。そして、このことは次のような内容で結論されるにいたっている。すなわち、「末期鎌倉幕府の制においては、私的契約が公的に有効とされるには「下知」によって認知される必要がある、そうした手続を経ない「私和与」がどのような特約を伴っていようと、それが公的な幕府裁判の場に持ち込まれた場合は、私的特約は顧慮されることなく一般的な法なり「下知」なりに則って処理されることとされている。」（一五九頁）という。

この上で、「私和与」の形をとった当事者の合意に基づく「下知」からの逸脱(二三八頁)としてあらためて「私和与」が理解される中では、「私和与」といえども当事者の合意が維持されている限りは有効な私的契約」であること、「追認の「下知」によって「公的」な効力を与えられる可能性」は存在すること、あるいはまた、弘安頃に成立したとされる「下知違背之咎」を踏まえ、「認可の「下知」を得た「和与」に対する違背が「下知違背之咎」として処断されるものであったこと(六六―六七頁・註(76))などが論じられている。

具体的には、当事者の主張において「私和与」たることが「和与」を一方向的に破棄する根拠づけに用いられた「事例」〔相良家文書〕正安四年六月 日附肥後国多良木村地頭代申状案Ⅱ後掲史料Ⅱ⑤、あるいは、「私和与」であつてもたやすく違背してはならないとする当事者の主張がみられた事例(延慶三年十二月 日附仁和寺歡喜壽院寺官等申状案Ⅱ後掲史料Ⅰ④)が取り上げられている。

その一方で、高橋一樹氏は論文「訴陳状の機能論的考察」¹⁰⁾において、「相良家文書」正安四年六月 日附肥後国多良木村地頭代申状案(後掲史料Ⅱ⑤)に注目する中で、「訴陳状での応酬後に仲人を介して当事者間で「私和与」を成立させ、裁許下知状も発給されなかった事実が知られる。後年この相論は再燃して(中略、当該〔筆者註〕訴状提出にいたるのだが、和与成立後の経過からみて、訴人には陳状の正文が、論人には訴状の正文がそのまま残されていたに違いない」(二三六頁)と論じておられる。これに加えて、高橋氏は「禰寝文書」元亨三年十一月廿九日附鎮西裁許状(後掲史料*⑩)を取り上げて、これは「評定会議の後に「私和与」が成立し、「評議」の結果が差し置かれた事例」であることを指摘するとともに、訴陳状に関しては「当事者に残されたかどうかは不明である。」と述べておられる(二六一頁・註(36))。しかしながら、「私和与」に関して高橋氏が用いておられる表現内容からすれば、当事者が意識的に「和与」を放棄する代わりに、明確な意図をもって「私和与」を成立させていたとでもいえるような状況を想定することにもな

るように思われるが、果たしてそうなのであろうか。筆者の誤解を恐れながらも、当事者の認識としてはあくまで和解としての和与を成立させることにあるのであって、仮に「私和与」の状態に止まることになった場合にあって、当事者にとつてそれは単に和解を意味する和与として受け止められていたのではないかと思われるのだが、遺憾ながら今の時点で筆者には明確にし得るための用意がない。

他方で、赤澤春彦氏は論文「紀伊国阿弓河荘に残された二通の訴状正文―鎌倉期における訴状正文の機能に関する一考察―^①」において、氏によつて新たに正文として確認されることになった「高野山文書」正元元年十月 日附紀伊国阿弓河荘地頭湯淺光信訴状（『大日本古文書 高野山文書之五』又續寶簡集五七・一一五八「案文」）および「高野山文書」（文永四年頃カ）紀伊国阿弓河上下荘地頭訴状（『大日本古文書 高野山文書之五』又續寶簡集七九・一四三七「正文」）には六波羅の担当奉行人によつて「書銘封裏」が施されていることを踏まえ、かような訴状正文の両通が論人側（領家寂楽寺）に残されるにいたつた理由について、当該訴状正文の両通と文永七年および同十年に成立したとされる「私和与」との関係論を論じる中で明らかにしておられる（後掲史料②などを参照）。

すなわち、「公権力による法的な効力が付与されない私和与の場合、論人はその事実を証明する証拠を自力で確保することが必要になる。というのも、後日になつてその相論を訴人が再び問題にした時に、無償贈与を条件に和与を結ぶことによつて、すでに当事者間で解決されていることを明らかにしなければならないからである。いうなれば私和与の事実を証明するための担保であるが、その担保として論人は訴状正文を保管したのであろう。」（三五～三六頁）と結論しておられる。あるいは訴陳に番う中で成立した和与ではなかつたことによるものであろうか、成立した当該和与はこれを認可する裁許状が発給される状況にはおかれていなかったがために、したがつて「私和与」の効果を保証する有効な証拠文書としては訴状正文両通を唯一のものとして論人側が保管するにいたつたという理解の仕方は、あらため

て首肯され得るように思われる。

このこととともに、赤澤氏は、「特に鎌倉後期から幕府法廷への提訴が急激に増加するに従って、当事者間での私和与が紛争や相論を解決するための手段として重要な役割を果たすようになっていくのではないだろうか。」(三七頁)と述べておられることにも注目される。¹²⁾氏は、そもそも裁判所に係属していない紛争事案において成立する私和与を想定しておられるのか、あるいは、裁判手続が進行する中で成立しながらも、裁判所に対する認可申請が行われることのないまま、結果として当事者間で維持されることになる和与のことを前提に考えておられるのかについては不明であるが、氏によってなされたこの指摘は、和与あるいは私和与の実態を明らかにしていく中であらためて問われるべき課題を的確に示しているものと思われる。

二、私和与をめぐる関係史料の整理

石井良助博士が夙に指摘された「私和与」の語が明記されている史料(ⅡIとする、該当史料はI①あるいはI②(c)のように記す)、および「私和与」の語は記されていないものの、「私和与」に関係する内容の記されていることが考えられる史料(ⅡIIとする、該当史料はII⑤のように記す)については前章において少しく確認を試みたところであるが、本章ではこれらの文書に加えて、筆者が新たに見出すにいたった関係史料を指摘し引用しておくことにしたいと思う。

もとより関係史料の多くは歴史学界において周知のものではあるが、本稿で該当史料をあらためて引用する際には、可能な限り個々の史料の全体について明らかにしておくことにしたいと思う。「私和与」に関して明らかにされた石井博士による実証的な研究をはじめとしてこれまでに得られて来ている研究成果の中では、「私和与」の語が現れる箇所

のみに絞って該当史料が引用されていることが多く、当該史料の全体を通じて「私和与」の実態やその意味をより正確なかたちで理解することが必ずしも容易ではなかったように思われるからである。そこで、関係史料の基礎的な整理を主たる課題とする本稿では紙幅の許す限り、「私和与」に關係する個別史料の全体についてあらためて確認することを試みたいと思う。

本章においてはまず、「I」に関して、これに關係する史料として新たに見出されるにいたったもの（*を記す）を加えた結果を、年代順に並べて整理するかたちで示すことにしよう（↓A）。次に、「II」に關しても同様の方法を取ることにし、現時点で見い出されるところの「私和与」を理解するために参照され得る關係史料（**を記す）を示しておくことにしたいと思う（↓B）。その上で、「和与」および「私和与」をめぐる裁判手続法上の意味をあらためて考えていく際の参考になり得ると思われる若干の史料（***を記す）についても併せて指摘しておきたいと思う（↓C）。

(1) 私和与の語が明記される史料 (A)

そこで第一に、私和与の語が明記される史料 (A) を指摘しておくことにしよう。なお、史料中に記される私和与の語が裁判手続上、訴訟当事者あるいは裁判所によつていかなる意味において理解されているのかなどの点については、あらためて述べる機会を得たいと思う。その一方で、③(a)に記される「私和与」の全貌を示していると思われる和与状（案文）が③(b)として伝えられていることはとりわけ注目されることとして指摘しておきたい。

*⑦ 「高野山文書」年月日不詳（文永四（一二六七）年頃カ）紀伊國阿弭河莊雜掌陳狀案¹³

紀伊國阿弭河莊雜掌重申

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九卷七号

三〇七 (一三三五)

欲蒙且依道理且准傍例可糺返旨御成敗、爲湯淺三郎左衛門入道成佛押領庄務依打止御年貢、言上子細間就被尋下捧僞陳無謂事

副進

二通 六波羅御教書

一通 成佛書狀

件條言上先了、成佛謀陳云、爭可被背哉宮御所來納云々、此條極僞事也、以預所私狀所取來納、宮御所爭御所可知食及哉、

彼來納全不被召 宮御所、隨不可懸申于當寺家者也、且成佛四月廿三日付文永書狀進覽之中略。弘長三年請所事、依爲御

氣色、被成下廳下文之條、勿論之間、不論申之、而如成佛所進狀者、非廳御下文、前預所米持王之和字狀也、彼狀爲躰、謀

計之旨先度申畢、而無是非不論申之由、載陳狀之條、無謂次第也、件狀併可謂乞索狀、其故者、依爲 宮御氣色、可懸申于

當家者、何所殘所當米可拽之由可書出狀哉、是次弘長三年米持王爲預所時者、被成下廳御下文畢、然而不調之間中略而

米持王雖爲預所、不顧中絕之儀、自弘長三年至文永三年相繼之由、令申之條、眼前謀計也、是米持王童形也、非奉行之仁

者、云御所中云他所、如此雜務爭可致其沙汰哉、太見苦次第也、是米持王與成佛知音也、仍以成佛之子息爲米持王猶子、

然間如思所出乞索狀也、是 中略然者弘長三年請所之時者、依被下廳御下文、全不論申、中絕之後還補之時、請所之條、依

爲預所私和與、不被下廳下廳御下文之間、爭知食及哉、然而有御存知之旨令申之、早可令出證文者也、

以前條々、就成佛之僞陳、重言上如斯、所詮領家各別之上者、不帶廳御下文之間、請所事不被知食 宮御所之旨、成佛兼日

依令存知、被付當庄於寺家之時、可殘所當米可拽之旨、乍出書狀、僞陳之趣、皆以前後相違之上者、早所抑留之年貢、速可

被糺返之旨、爲蒙御成敗、重言上如件、

(裏書)

「被召 宮來納事 成佛文永三年四月廿三日狀事 弘長三年請所事雜掌不
論申云々 地頭所進假名狀七通事 地頭依非法改易請所事
非法事申上六波羅殿狀事文永二
十五年 後年可懸事 上下同事今年五月卅日召文事 去年同狀九月
三日」

I ① 「高野山文書」 建治元(二七五)年十二月 日附紀伊国阿弔河莊地頭湯淺宗親陳狀案¹⁴

六條都少兵衛督殿所領

紀伊國御家人湯淺三郎左衛門次郎藤原宗親重陳申

當國阿弔川庄給主按察阿闍梨「不知實名」非營違背本所代々御契狀、剩又於條々惡行者、一向失陳方上結句以關東之平均御式目、号謀

書申請奉行兵藤圖書人
道裏封畢、(爭)如此重々所犯未贖申以前、雜掌先安堵于庄家、於自餘條々者追可明申由、恣致逆訴無

謂子細事、

副進

一通 本所櫻井宮御契狀

一通 關東平均御式目

三通 米持王奉書

二通 按察房契狀

一通 就雜掌所進預所補任注文爲非例注文

右當庄預所職者、地頭依于別功、賜本所御契狀之後、往年以來、宗光、住心、成佛、宗親、四代之間、六十餘年、令兼帶

鎌倉幕府の裁判における私和号について

之條、委載先陳畢、云預所職根本由緒、云任快按察房濫吹惡行、皆以失陳方上、承伏條々、

一 宗光追討本所敵對長安助光之間、依勳功之賞、拜領預所職事、

一 嵯峨宮御時、依靜(法)院修造之功、住心可令二代相傳之由、被仰下事、

一 當庄本家寂樂寺破壞之時、住心修造堂舎、造立本尊并四天王、遂供養節之間、於當職者、子々孫々不可相(違)之由、去嘉禎年中、賜御契狀事、

一 就彼契狀、住心數十年知行事、

一 追母尼住心之跡、成佛數十年知行

當職無相違事、

一 去正元元年中、戸賀井法眼(不知實名)掠給當職、令訴申地頭兼帶武家之家(處カ)、領家存和与之儀、被止訴訟事、

一 櫻井宮御存日之間者、宗親知行無相違、櫻井宮御入滅之後、任快号領家職相傳之由、地頭可止預所兼帶之由、令訴申六

波羅殿之處、御評定之後、地頭者帶宮御契狀申之、任快者任胸臆申之、仍可(停)止任快濫訴之由、被仰下事、

一 宗親追父跡、當職無相違、數年知行事、

已上八ヶ條、云預所職、地頭兼帶之條、雜掌不及一口之陳狀矣、

一 任快乱入庄家、放入下部於地頭之館、三ヶ日之間數居天、破却住屋、令追捕(捕)補資材雜物事、

(中略)

一 當國惡黨人荒川彌四郎爲時、依六波羅殿仰、湯淺二郎左衛門入道相共令召進之處、打止米馬等事、

一 任快依當國遠田庄事、背關東御下知、致狼藉之間、依彼地頭之訴、自關東召賜任快之由、被成召文之處、任快俄蒙本所

御勘氣、被召返彼遠田庄了、而任快之子息按察房、如此及惡行之上者、早任文之例、不被召返當(先カ)らす者、地頭輩可令安(職坎)
(先カ)御勘氣、被召返彼遠田庄了、而任快之子息按察房、如此及惡行之上者、早任文之例、不被召返當(先カ)らす者、地頭輩可令安(職坎)

堵哉事、以上十ヶ條、任快并按察房罪科、令注進言上之處、無陳方之上者、更不可有御不審、

以前十八ヶ條、宗親立由緒、勒子細、粗令陳申之處(中略)凡宗親所申之肝心者、先當庄預所并請所職者、地頭令兼帶哉事、

云根本由緒、云代々先規、或捧本所御契狀、或帶預所和与狀、乍爲地頭之身、引預所々務加倍天、四代相傳、及六十餘年之上者、

今更以何誤、宗親可被代替哉之由、所令言上也、但如雜掌令申狀者、宗親可事、於文永十年和字狀云、爲預所恩顧之間、可

任彼意之由、載之上者、改易之條、難違背云々、此條無謂申狀也、彼宗親之狀者、全非懇望之怠狀者也、先年戸賀井法眼濫

訴之時、宗親捧米持王奉書十一通令言上之處、被弃置雜掌之訴訟、 地頭、且依武家御成敗之旨、且任代々舊規、

知行當職處、任快如先段申、違背武家御下知趣、乱入庄家、致過分狼藉之間、宗親訴申六波羅殿之處、任快等恐自料之餘、

去文永七年七月之比、存和与之儀、可爲請所之由、按察房出狀之間、宗親雖不散鬱訴、爲全庄務、令領狀了、凡預所後分者、

上下村雖及六十余貫、令和与之上者、不存損得、涉年序之處、同十年按察房与宗親、自今以後、不可有隔心之由致芳談之間、

任彼案文、書与之畢、此條全不可備龜鏡者也、是則就按察房所出文永七年和与狀天、宗親又存向後和融之儀、所令之与也、

雜掌今取出宗親之狀許志天、号請文、妄擬令改易之條、甚以猛惡也、凡他人一与之物者、相互不悔返之條、平均被定置者歟、

雜掌我之理運乃文書於波備之、宗親得理之契狀於波隱密志天、先可安堵之由、令種申之條、矯飭之權顯然也、所訟請所和与事、

按察房破和与之儀、致種々非法惡行之條、申先段了、此上者、宗親之請文、以何好可令備進哉、不足言也、於自今以後者、

只任本所二代之御契狀、以預所職、如本可被付于地頭者也、抑如文永五年四月廿五日關東平均御式目者、請所事、廿ヶ年無

相違者、今更不可有神亂云々、宗親所立申者、規模之肝心、只在此事、當職已送四代之星箱、知行又經六十餘年畢、凡度々

動功、代々奉公、忠勤異他之上者、輒難被改易之上、關東之平均御式條炳焉之處、宗親幸奉遇明時之德政、爭不守父祖之累

跡哉、爰如雜掌申者、彼式目者、一向爲謀書之上者、被封裏天、可下預之由、令申請之間、奉行入近々藤圖書入道周東太郎

兵衛入道令封裏了、訴訟習爲傍例、令尋進如此之御下知案者傍例也、以實書爲謀書之由令申之條、難遁其咎哉、次御年貢抑

鎌倉幕府の裁判における私和与について

留由事、存外之申狀也、重代公文爲令徵納之上者、宗親依何可有抑留之儀哉、子細載先陳狀了、所詮按察。請所職事、号私之和与、令變改者、宗親又令變改條端、且依關東平均御式目、且任本所代々御契狀、於預所職者、地頭之兼帶不可有相違之由、欲被仰下、將又至按察房之者、條々惡行之次專欲有御任進關東、仍重粗陳上如件、

建治元年十二月 日

②¹⁵

* (a) 「高野山文書」建治二（一二七〇）年六月 日附紀伊国阿三河莊雜掌注進狀案

其

□宗氏之申狀、申上子細之時、依爲御寵童、無左右宛給彼庄了、而之間宗氏着員數私請サセ了、今宗親所進之狀

□私狀也、全非御教書、是□元永二年依宗氏條々非法、米持王訴申六波羅殿、被下御教書、副具書案櫻井宮御時、并宗氏請文

被下預所了、全非請所之儀、次文永三年宮御入滅之間、其御跡圓滿院宮有御相傳之刻、寂樂寺領、依別相傳、宰相法印令

拜領之時、雜掌四郎左衛門尉、景實、自文永三年、至于同五年知行之、文永六年按察阿闍梨自法印御房給之、子息也、其時

雜掌大夫阿闍梨、印顯、同七年宗親、種々大望申問、雖宛給、依御年貢未進、被召返、馬入道願蓮宛給之、願蓮知行、而

又同十年、宗親懇望之狀注進之間、雖預給之、百姓等皆悉逃亡^天、不安堵之間、被召返、宛給從蓮之時、掠申請所之由、

令追出當雜掌從蓮房、櫻井宮御代、四人預所知行之條顯然也、當御代二人、雜掌四人、

右爲御存知、粗注進如件、

建治二年六月 日

(b) 「高野山文書」 建治二年六月 日附紀伊国阿弓河莊雜掌訴狀案

紀伊国阿弓河莊雜掌重言上

當庄上村地頭宗親追出雜掌條露顯上者先任文永十年宗親請文被停止濫妨於謀書罪科者可被注申關東子細事

副進

一通 宗親請文 文永十年八月 日
雜掌職事向後可爲本所御計之由載之

一通 宗親謀書式目 文永五年
四月廿五日

一通 關東御教書 同年二月廿六日
爲。准據備之

一通 官長者有家狀 二月十日
爲謀書證據備之

一通 代々雜掌入部注文 爲請所不經廿ヶ年之
條見此狀

右當庄所務事、宗親濫妨之條、度度言上先畢、仍不能巨細、抑如宗親申狀者、櫻井宮御時、爲請所過廿箇年之由令申之條、極虛誕也（中略）宗親令同宿相語人、構出謀書之條、無其隱、旁勿論之次第也、所詮自去年一向打止雜掌之所務、已兩年之間、嚴重之寺役、本所之御公事、悉闕怠、冥慮難測歟、文永十年請文分明之上者、念於御式目謀作之罪科者、追被注申關東、欲被改易地頭職、仍言上如上件、念被合御評定、可入部雜掌之由、被成御下知念

建治二年六月 日

I (c) 「高野山文書」 建治二年七月 日附紀伊国阿弓河莊地頭湯淺宗親陳狀案

鎌倉幕府の裁判における私和等について

同志社法学 六九卷七号

三二三 (三三四一)

紀伊國阿豆川庄地頭藤原宗親重陳申

雜掌重申狀彌難遁罪科子細事

一 雜掌入部事

右弘長以後、破御契狀等、雖被人御使、地頭請所不可被顛倒之間、不叙用上者、入部之号不足言之由、先度委令言上了、重狀云、無得替之儀者、何文永十年令書出慰勸請文乎云々、此條先度如言、〔上脱カ〕按察阿闍梨稱給預所、可令庄務之由雖令申、不叙用之、令支申之内、依爲難治、如元可爲請所之旨申之、出和與狀了、仍宗親同所出和與狀也、雖然、於和與者、共私以令破之上者、不及宗親請文新簡者哉、此等子細事奮了、次御目案事、立申證人等、可有御尋之由、重々重上了、而不論申之由令申之條、如何迷是非者歟、凡所書出之仁在之、令存知之奉行人等現在也、〔式〕宗親令謀作否、所詮仰上裁者也、其上雖非關東御口入、經年序、地頭請所不可被改之條、傍例也、御下知狀先進了、云彼云此、雜掌之非論、爭不被弃置哉、次陸奥守殿御時、被弃置雜掌訴訟由事、前雜掌之時、重々被經御沙汰之後、被弃置之條顯然也、奉行人後藤左衛門入道見佛現在也、有御尋者、不可有其隱矣、

一 契狀事

彼狀云、兩方和與之儀、無跡形虛誕也云々、此條奸謀申狀也、如按察阿闍梨狀者、紀伊國阿豆河御庄請所事、所詮以和與之儀、上下庄公用百八貫八百廿三文請佐勢申候了云々、〔以和字 摸漢字〕此狀非和與狀哉、文言分明也、爭今可諍申哉、就中被破私和與事、傍例非一也、加賀國安弘庄地頭與預所中分和與事被破之、加之、淡路國四島庄地頭與預所條々和與事、爲雄島余次左衛門尉中津河五郎左衛門尉之奉行、近日被合御沙汰、悉被破了、此上者何限按察阿闍梨之濫訴、有御許容、可被背傍例哉、早且任先傍例被弃破之、且守櫻并宮御契狀之旨、如元可致沙汰之由、欲被仰下矣、

一 謀書由事

(中略)

宗親苟爲重代奉公之御家人、今爲雜掌被付如此之無實、生涯之瑕瑾、何事過之哉、早殊被經嚴密之御沙汰、速欲蒙御成敗矣、仍粗重披陳言上如件、

建治二年七月 日廿一日到來

④¹⁶

(a) 「東寺百合文書」延慶二(二三〇九)年十一月 日附東寺供僧雜掌重陳狀案

(端表書)

「二答狀案 歡喜壽院事」

東寺供僧雜掌重弁申

爲歡喜壽院寺官等、背先例、致非分濫訴無道間事、

副進

一通 當寺公文与歡喜壽院公文相儀所定狀案先進了

右、重訴狀云、毎度令披見者、可有何不審哉、何又可冇莫太未進哉云々、此条、先度如令言上、任所定狀、毎度相副庄家送

文、所令運送也、就其、随到來之員數勳十五分之一、寺官等至于今所請取也、同狀云、満十石者不可及訴訟云々、此条奸謀也、

随到來之員數、令運送十五分之一上者、就何篇、可及上訴哉、所詮、云々送文、云寺官等請取、令現在上者、任相儀所定狀、

被遂結解日、眞偽忽可令露顯者哉、就中、自去乾元年中、於新地頭下地以下致違亂、結句押取御年貢之間、旁以所令減少也、

其上至近年者、毎年損亡在之間、付彼付之、令御年貢減少者也、而至當年者、殊以大損亡也、世以無其隱、然者、早爲被停

止歡喜壽院寺官等非分濫訴、重披陳重言上如件、

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九卷七号

三二五 (三三四三)

延慶二年十一月 日

I (b) 「東寺百合文書」延慶三(二三二〇)年十二月 日附仁和寺歡喜壽院寺官等申狀案

(端裏書)

「歡喜壽院寺官申狀案延慶三十二月」

歡喜壽院寺官等謹言上

欲早去正安三年任被定置旨、一石別八升九合宛可支配由、嚴密被仰下太良庄寺用米事

副進

一通 正安三年治定支配狀案

一通 當年送文案在庄家送文

右、當庄役歡喜壽院修二月米事、東寺方年々無故令抑留之間、度々被經御沙汰之上、爲無向後之煩、去正安三年兩寺々官相逢、定向後之儀、百石到來之時八石九斗可送進當寺之由、東寺公文捧請文之間、被召下之處、動背彼狀、致自由未進之間、近年雖訴申、未預分明御成敗之間、寺官等疲無供之勤、及御願違亂之處、如當年十一月廿日庄家送文者、京定六十六石九斗余云々、如當寺修二月米送文者四石四斗六舛云々、以之勘合之、僅五分之一也、若雖私和与、相互書与契狀畢、爭輒可違約哉、況爲上裁被仰定之處、忽違背上裁、任雅意令支配之條、罪科難遁者歟、犯用已露見之上者、早正安年中以所米積未進遂結解、被札返之、至向後者、差下寺官、可直納之由、可被仰下哉、不然者御沙汰更不可有盡期歟、欲預急速御成敗矣、仍言上如件、

延慶三年十二月 日

* (a) 「鳥津家文書」文保二(一三二八)年三月十二日附鎮西下知状案

上神殿次郎太郎祐繼法師法名與伊集院力郡司伊集院力繼法師法名相諭薩摩國伊集院内山下上神殿土橋以下田畠屋敷荒野等事、

右、就訴陳狀擬有其沙汰之處、兩方出和与狀訖、爰如嘉元四年三月十二日迎念狀者、和与、薩摩國伊集院内買地所田蘭荒

野等事、迎念與次郎太郎入道殿雖番訴陳、所詮以穩便之儀、所令和与也、於田蘭并荒野等員數者、別注文明白也、仍任彼注

文之旨、相互至子々孫々、無違亂可被領知、將又上神殿事、雖申子細、如此和与之上者、向後止之畢(云脱力)、如同日注文者、注

進田蘭等事(中略)限北本垣根云云、爰迎祐捧彼狀等、可被裁許之由依令申、被尋尋下迎念之處、如正和二年十月十八日迎念

請文者、迎祐申薩摩國伊集院内買地和与有無事、去七月十二日御教書案并催役狀、謹下給畢、迎念所帶當院郡司職以下所

領等者、先年之比讓与子息弥五郎宗繼之間、宗繼代官長賢適令在津之上者、可申子細云云、如同十二月日長賢狀者、迎祐

(具力)吳祖父迎佛、祖母法阿、及母堂紀氏等狀構出。謀書、致非訴之間、迎念備進關東御下文以下證跡、相番三問答訴陳畢、而迎祐

稱和与之由、雖望申御下知、如所進注文案者、國郡之名字不載之上、常念居蘭事、不番訴陳之處、注載之間、疑殆不少、迎

祐謀書罪科顯然之上者、和与有無事非信用之限、早續整本訴陳具書等、可預裁許云云、於和与之篇者、迎念不及異論、寄事

於子息宗繼、擬令改變之条、非奸曲欺、是(一)、次不載國郡名字於注文之由、長賢雖申之、書載和与狀之上者、不能謬難、是二、

次常念蘭事、不番訴陳之處、載和与注文之条、有疑殆之由、同令申之處、止相論、及和与之時、相加彼蘭之条、迎念狀文炳

焉之上者、不及其難之旨、迎祐所申不乖理致欺、是三、所詮就迎祐申狀、迎念捧請文之上者、稱私和与、輒難改變之間、宗

繼申狀非沙汰之限、然則於彼田畠荒野等者、守迎念和与狀、迎祐可令領知也者、依仰下知如件、

文保二年三月十二日

(北條隨時)
遠江守平朝臣御判

鎌倉幕府の裁判における私和与について

* (b) 「同文書」 嘉元四（一三〇六）年三月十二日附沙弥迎念和与状案

和与

薩摩國伊集院内買得地所々田園荒野等事

右、件田園等、迎念与次郎太郎入道殿雖番□訴陳、所詮以穩之便儀、所令和与也、於田蘭并荒野亦之員數者、別注文明白也、仍任之旨、相互至于子々孫々、無違亂可被領知候、將又上神殿事、雖申子細、如此和与之上者、向後止之早、仍和与之狀如件、

嘉元四年三月十二日

沙弥迎念
有はん

⑨¹⁸

* (a) 「京都大学総合博物館所蔵文書」（元亨二年頃）撰津国杭瀬莊雜掌申状案（後文）

（端裏書）

「杭瀬庄内新開荒野事」

撰津国杭瀬庄雜掌謹言上

欲早被停止東大寺領猪名庄土民并澄承僧都無理押作、任相伝道理、付物庄可全氏女領掌由被下、繪旨、當庄内西野新開并

荒野事

副進

一通 地頭和与状 文保二年三月廿三日
為當庄内預御下知事

一通 勅裁院宣案 元亨元年四月一日
任相傳道理氏女可全知行事

一通 東大寺方和与状案 元亨元年十一月一日
永斷寺領之雜事

右當庄者、藤原氏女九代相傳一圓不輸之地也、爰近年、或號東大寺領猪名庄内、或称淨土寺領橘御園中、致濫妨之間、依申披事子細、任相傳道理、可全知行之由、去年元亨元四月一日氏女預安堵、勅裁畢、仍領掌無相違之處、限彼西野新開荒野等、澄承僧都得土民之語、猶号猪名庄内、不寄付雜掌、致押妨之条、無理之至無比類者也、惣庄寺領之號、既無道之間、爲上裁、被棄捐之上、去年十一月東大寺加寺務(後闕)

* (b) 「尼崎市立文化財收藏庫所藏文書」二元亨三(一一三三)年二月 日附撰津国杭瀬莊雜掌申状案

攝津國杭瀬庄雜掌謹重申

欲早被弃捐東大寺衆徒無道濫訴、被停止澄承僧都員外掠領當庄内西野新開荒野等間事、

副進

八通 開發以來代々手繼案

二通 天平 勅書・天承檢注帳案

寺家進覽之、爲當庄四至各別所見、重備進也

一通 國司免判案

嘉承元年八月十日爲二位大納言家經實卿御領、免除之由事

一通 東大寺和与狀

對淨土寺出之、杭瀬庄非猪名庄内之所見

一通 關東御下知案

猪名庄杭瀬庄各別由事、

一通 勅裁院宣案

元亨元年四月十日(一九)

此外依繁略之、

右、當庄者、承保年中開發以來、自治部卿通俊卿至當領家藤原氏女相傳累九代、年歷及二百餘歲之間、無中絶牢籠之地也、

鎌倉幕府の裁判における私和与について

而永仁之比、俄東大寺衆徒號猪名庄内、致濫訴之間、番四問四答之處、奸曲之造意沙汰外之間、被弃置寺訴、淨土寺雜掌、又乾元年中稱橘御園中及上訴刻、彼雜掌掠下文章不審之院宣、押妨之處、東大寺以彼院宣之下誘淨土寺僧止妨、以私和与令中分知行云々、彼案文備右、當庄若於猪名庄内者、豈對淨土寺可出此和与狀乎、仍當庄雜掌依申披相傳之道理、被究御沙汰之淵底、去々年元亨元四月一日預安堵 勅裁畢、而兩寺中分知行之時、當庄内西野新開荒野等、澄(承)僧都恣令領知之間、地頭於關東番訴陳之刻、件新開等爲當庄之条、分明之間、地頭預御下知、任庄例致半分知行之上者、領家辯半分領如何、又可有豫儀乎之由、依訴申、爲塞理訴、奸閣彼陳狀、於物庄爲猪名庄内旨、及濫訴之條、希代猛惡也、彼訴狀云、天平勝寶勅書云、四至、東一入江、南四海、北口分并百姓家云々、杭瀨村、爲一入江西之間、猪名庄内也云々、此条無跡形奸曲也、如寺家出帶之天平 勅書案文者、杭瀨之名同無之、當庄者承保開墾之地、通俊卿傳領之來、相傳之條、證文分明之上者、勿論也、而寺家所進稱天承檢注帳案文云、長洲村、字杭瀨濱云々、於長洲村有杭瀨之号之上者、何以彼可混此乎、加之、天平以後寺家證文、皆以限東一入江云々、當庄立券狀云、限西長渚江云々、以江爲堺之條、兩方證文符号之上者、不足異論哉、隨而如寺家備進之案文者、於寺領者、任代々國司免判、可令進止之旨、康和三年 宣下云々、而康和三年以後經五箇年嘉承元年、爲二位大納言家經實卿氏女養祖御領所當官物免除之由、國司免判明鏡也、於爲寺領者、爭可帶彼免判乎、又久安三四年被下 官符之中、三年狀案云、宜任元永元年官勸狀并代々國司裁判、令領掌云々、若爲寺領内者、何送七ヶ年、久壽三年正月申納言經定卿可讓与子息賴定卿乎、他所之条分明也、其上地頭所帶之西野中分時之關東御下知、猪名庄与杭瀨庄各別之子細顯然也、仍案文進上之、然者、限領家方、可爲猪名庄内哉、尤可足高察矣、所詮、就久安之官符、雖作沙汰、四至各別之上者、沙汰外之濫訴也、彼西野新開者、又爲當庄内之條載今度寺解、承伏上者、付惣被別、氏女知行領掌不可有相違之由、爲蒙 勅裁、粗訴陳言上如件、

元亨三年二月 日

(c) *「水木拈夫氏所藏文書（所藏者不詳文書カ）年月日不詳東大寺衆徒等目安案

目安

東大寺領撰津國猪名庄内長洲村東野新開荒野并杭瀨村

長洲村東野新開荒野 藤原氏女
論人 東大寺衆徒

杭瀨村 藤原氏女
論人 東大寺衆徒

右謹檢舊記、

本願聖武皇帝殊勅 勅誓專廻 叡念結茅草於人形流 於泉河、遂下着岸之所而爲離宮、点皇居之地、而爲寺

名庄是也 孝謙天皇御宇天平勝寶八年以 勅書定四至 寄異他、而國司動濫妨猪名庄之間、元永元年八月仰官家 理非勘狀之時、

杭瀨是也、自爾以降爲重色寺 寄異他、而國司動濫妨猪名庄之間、元永元年八月仰官家 理非勘狀之時、

被載天平勝寶八年 勅書并繪圖野百町 六町六段二百五十步、濱二百五十町、大小江十一所等四至之

論荒熟皆是庄領也云々、康和天承檢注帳・久安 宣旨等杭 爲猪名庄之内、爲寺領之条又以炳焉也、爰木尾中將入

道經 藤原氏 女親父 押領杭瀨村之同寺家就訴申、去永仁年中番三問三 訴陳擬被停止、彼濫妨之刻、經顯入道無所帶證

文、依陳方失 改先言、始爲叡山淨土寺領橋御園内之由、掠申之間、又对淨土寺 及二問二答訴陳之處、

両方雜掌相議云、訴陳有其煩、以公平之儀 中分則相觸于本所和与知行送數十年畢、而 仙洞御治世之

元亨元年氏女与淨土寺相論之時、争於東大寺領可有御成 之、院宣逐書者、任經顯入道請文之旨、可濟本

家役於（後關）

鎌倉幕府の裁判における私和与について

*⑩ 「禰寝文書」元亨三(二三三)年十一月廿九日附鎮西下知狀^⑨

禰寝郡司清治^{今者死去}、子息清保与同三郎清任・九郎清政・余三貞綱・彦次郎清經等相論兩條、

一、大隅國禰寝院南俣郡本田畠・屋敷事、

右、就訴陳狀、有其沙汰、可注進之旨、正和元年九月六日鎮西評定訖、而各和談之間、被閣之處、未被成御下知之上、不可依私和与之旨、清保依申之、可糺決理非之由、去年八月九日所有評議也、仍於引付座、召決之處、兩方申狀雖多子細、所詮、如清治所進祖父清綱正元元年後十月五日讓狀者(中略)文永狀者大間帳也、清綱爲嫡子、讓得地頭職調度文書等條、被載同狀初段畢、不被改正元讓之由、清保所申有謂之上、清親捧正元讓、申給安堵御下文訖、可任彼狀之條勿論、是一、

(中略)頼綱者、正元・文永・建治三通讓狀得分各別之間、共以申給安堵坎、清親者不帶文永讓狀之上、論所又非頼綱遺跡之間、難依彼安堵之由、清保所申也、是一、(中略)一期知行輩事、具于彼狀、清親分領可定未來領主者、爭不載同狀哉之由、清任所申聊雖似有子細、就正元讓、清親申給安堵畢、輒難破御下文、是三、(中略)小河院國領并勲功地筑前國早良郡比伊郷内田・屋敷・長淵庄畠地等載之間、依難用捨、備進之由、清保會釋非無陳謝坎、是四、次如清政代乙房丸延慶二年十一月廿三日・貞綱同月廿四日・清經同廿三日請文等者、雖可進各別陳狀、清任及訴陳畢、同篇之上、宜依清任是非候云云、不及異儀坎、是五、然則、於清親相傳之地者、任清綱正元讓狀・正應御下文、可令清治跡領知焉、

一、同院内光松名事、

(中略)清重・清綱給一圓御下文、令芳恩三子之間、依爲清綱分領之儀、被付清親畢、非別相傳所領之由、清保所申叶理致坎、然則、件名爲清綱領内之間、子細同前矣、

以前兩條、依仰下知如件、

元亨三年十一月廿九日

③²⁰

I (a) 「高野山文書」嘉曆四(一三三九)年三月十三日附備後國大田莊雜掌久代了信書狀

大田庄文書正文等今月十日慥關東到來、仍請取之狀進之候、路次無爲ニ持下候、付公私悅存候、抑信連濫訴事、沙汰之趣、先度大概注申候了、如故實仁等意見者、山中四郷所務事、守弘安七年關東御下知、致所務候之處、横坂地頭有綱任物領地頭康冬拜領德治二年關東御下知、可預裁許之由、訴申之處、無是非背弘安御下知、被付下地。有綱了、而問以之爲本、信連任物領地頭康冬拜領御下知、可返給下地之由、企越訴候之間、聊非無其謂候、仍能々無因秘計之義者、不慮之御沙汰可出來之條、勿論候之由申候之間、仰天無極候、随又信連對雜掌申云、此沙汰爲理訴之上、引付衆中皆爲傍輩之上者、如信連之所存、被經御沙汰、可預裁許之條、不及子細、然而可有下地和與者、可令承諾也と、放詞令申候之間、雜掌返答云、於下地和與者、御邊先年懇望之時、寺家無御許容候て、地頭職を被召、闕所了、今も又一切不可道行、所詮、先年十ヶ條和與狀を被進寺家畢、其一ヶ條ニ、於下地者、守弘安御下知、永不可申越訴之由書載之處、今更何下地和與事承諾之旨可令申哉、其上背彼和與狀、令下地越訴之條、兩部諸尊三地大聖之冥慮、押而可測者歟、能々可有思案之由、令返答候之處、彼先年和與事、爲私和與之間、徒事也、就中彼和與狀者、爲所務之間、向後猶年貢結解之煩不可斷絶、然者非下地和與者、一切不可叶、若下地和與事可道行者、承御返事可令存知、無其義者、對面之條も、無其全之由、令申候之間、其後者、當方よりも不及返答候、此上者、入理非可番訴陳之條、勿論候、而於信連者、如。自稱候、頭人奉行以下衆中、并評定衆、皆以信連引汲之條勿論候、問注所執事信濃前司入道、一向我有と令秘計候、伊賀入道以下、信連一門數輩公人にて候之間、内外秘計可爲拔群候、至雜掌者、如(信連、眞實ニ可憑存強持一人も未尋得候、可廻内秘計候之處、其分不預御計候之程ニ、只仰天之外失爲方候、此條且可有御

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九卷七号

三三四 (二三五二)

察候歟、無御秘計者、於山中下地者、可被付信連之條、不可有疑候、更以不可有御憑候、山中下地を被付地頭者、於大田年貢者、可爲有名無實候之間、永代寺家御損、御願供燈退轉之條、可爲勿論候(中略)以此等之趣、可有御披露候、恐々謹言、

二月十三日

了信(花押)

謹上 曼荼羅沙汰人御中

(b) * 「高野山御影堂文書」正和三(三三四)年十月十三日附富部信連和与状案(写)

直書アラハ大塔ノ内へ可入歟

和与

高野山大塔領備後國大田庄山中郷所務條々、

一、寺社事、

右、於平民名以下郷内寺社同免田畠者、可爲領家進止、縱雖引募宮吉・田所名、不可有地頭違亂^{〔至カ〕}重宮吉・田所分者、須爲地頭管領矣、

一、下地事、

右、守弘安七年御下知狀、地頭不可致越訴焉、

一、差雜免事、

右、可依惣領方^{大田}相論篇之由、先度被裁許訖、而彼番既落居云々、此上對領家不能申異儀矣、

一、地頭名胡麻并水手米事、

右、云彼云是、如平民可進濟焉、

一、納所得分事、

右、避進領家方之上者、津下事、不可有地頭綺矣、

一、庄官事、

右、於物追捕使職者、可爲領家沙汰、至田所職者、可爲地頭進退焉、

一、關東臨時公事間事、

右、任桑原方之例、不可支配平民分矣、

一、無足三石事、

右、所止立用之儀也焉、

一、栃畑及五師谷事、

右、領家知行不可有相違矣、

一、向後年貢結解事、

右、三ヶ年一度遂其節、有未進者、急速可辨濟焉、

以前條々若申達越訴、雖返給之、相積數十年乃貢之間、悉依難究濟、避進地頭得分之上者、領家又所停止未進訴訟也、背此狀相互申子細者、可被處罪科之狀如件、

正和三年十月十三日

兵庫允信連在判

* (c) 「高野山文書」 正和五(一三二六)年閏十月十五日附雜掌經壽請取狀

請取

高野山大塔領備後國大田庄文書事、

一、山中郷前地頭富部兵庫允信連和與狀一通

一、同郷年貢未進信連可糺返御教書一通

以上貳通正文

一、大田方本郷越訴狀壹通

一、同具書案壹帖 具數載訴狀右、仍不能目錄

一、同具書黑葛貳合 數通間不能目錄、仍付合封畢

右、任送文、所請取之狀如件、

正和五年閏十月十五日

經壽(花押)

* ⑪ 「島津家文書」 嘉曆四(一三三二)年七月五日附鎮西下知狀⁽²⁾

薩摩國比志嶋孫太郎忠範法師法名与大隅左京進宗久法師法名道慶相論追捕刃傷打擲以下事、

右、守護人退座之間、所有其沙汰也、爰佛念、則宗久令請所比志嶋名惣地頭職致所務、去嘉元四年正月廿七日、差遣數百人、大勢於佛念許、押取稻參佰七拾余束、米佰三拾余石、錢拾三貫文、小袖十八、其外色々資材物、刃傷下人藤四郎男、令打擲太郎以下所從等之由、備進追捕物注文并下手人交名等、可被行其咎之由、雖申之、胸臆不實之旨、道慶論申之處、不立申實證歟、是、且彼比志嶋名事、爲地頭進止之否、^(マ)前地頭大炊助入道教佛与佛念相論之處、教佛他界之間、彼跡下野前司入道

道義相續知行之處、道義亦死去畢、教佛存生之時、〔藉、以下同シ〕狼籍有無事、今更不可及沙汰之由、道慶所申、亦以非無字細歟、是二、

加之、如道慶所進四月廿三日、四、付延慶 佛念于時 忠範狀者、伊作殿比志鳴惣地頭職、爲請所知行之時、就被致非法狼籍、雖訴申、

御口入之間、止訴訟畢、向後不可有子細、且奉行所仁毛、此様可申入秦兵衛入道殿云云、止訴訟之旨、先年乍出狀、立還及奸

訴之条、無謂之由、道慶申之處、不實之旨、載重狀之間、於引付之座、被披見之處、爲私和与之間、難被許容云云、而於彼

奉行

狀者、亦○山城彦太郎盛倫披見之由、道慶雖申之、盛倫者在鎌倉之間、不及被尋問、然而始則不實之由申之、問答之時、亦

承伏之上、追捕狼籍爲實事者、爭依他人口入、輒止訴訟之由、可出狀哉、不實之条、令露顯歟、是三、然則、所被弃捐佛念

訴訟也者、依仰下知如件、

嘉曆四年七月五日
〔北條英時〕
修理亮平朝臣〔花押〕

*⑫「熊谷家文書」元徳三（二三三）年四月廿二日附淨宗讓狀^②

ゆつりわたす、ミの、くにうかいのにしのしやう上三ヶのむらの新ひらき之事

右の新ひらきハ、こんほんやふのわいか、りしを、むら人のように、ゆへなくうちと、むるあいた、上さいにをよふ所也、

しかれば、上さいとしても、もし又わたくしわよにても、このミつさういなくたうしやうへかか、りて、いまよりのちにを

こしたらん新ひらきにをきてハ、さいそをゑらわす、たん分ものこさす、まこちよまつ丸に、ゑいたいをかきてゆつりたふ

ところ也、よのまこともいらんさまたけをいたすへからす、このむねをそむきて、いらんをいたさんこまこらにをきてハ、

ふけうのしんとして、淨宗かあとをたん分たりといふとも、ちきやうすへからす、よてこうたいのためニ、ゆつりしやうく

たんのことし、

鎌倉幕府の裁判における私和与について

けんとく三年四月廿日

浄宗(花押)

(2) 私和与の意味を間接的に理解する上で参照され得る史料 (B)

第二に、「私和与」の語は明記されていないものの、「私和与」の意味を間接的に理解する上で参照され得る史料 (B) を指摘しておくことにしよう。なお、いかなる意味において「私和与」に関する間接的な理解が得られるのかなど、その仔細についてはあらためて述べる機会を得たいと思う。ここでは、該当史料が示している問題点を簡易な形で記しておくことにしたい。すなわち、そもそも和与(状)と(和与認可)裁許状の関係はいかなるものとして理解され得るものであったのか(13)、訴訟代理人が正員の承諾を得ないまま合意した和与はどのように取り扱われることになっていったのか、当該和与は果たして私和与と称されることになっていったのか否か(14・17)、和与状は作成されているにもかかわらず和与認可裁許状が発給されていない状況のもとにあつて和与状の法的効果はどのように認識されていたのか、あるいは当該和与に対する違乱・違背に対しては如何なる対応が取られることになっていったのか(15・16・19)、さらにはまた、和与用途の支払いに関する契約(「私和与」が想定されるもの)に違背した場合にはどのような取り扱いを受けることになっていったのか(18・20)、などの点である。

⑬⑭

** (a) 「阿蘇家文書」承久三(二三二)年正月十八日附木原實澄契状案

契約

肥後國木原太郎源實澄假名號所領守富庄事

右、甲佐社神官供僧等、爲實澄令致害神人糺藤次男之由、就被訴申、如關東御下知者取、縱雖請取下手人、於社家不遂行清

祓者、社家鬱訴不可斷絶、又自今以後、當社神人以下輩於致害之人者、可被沒収其跡田畠云々、依之社家重如被訴申者、不

被付守富庄於社家者、不日可令神人蜂起之由、類被鬱申之間、實澄雖申子細、所詮、以和与之儀、向後可被止社家訴訟由、

承諾之上者、且實澄知行分守富庄内當社神田等另席在之間、可致無爲無事。之旨、被載關東御下知畢、且又亡父顯實、承安年

中以碓用小北兩山付佐候中山奉寄進當社之条、明鏡也、旁以神明崇敬異于他之上者、自今以後、至彼守富庄者、可爲甲佐大明

神御領之由申定、當庄田地所當米每年半内檢所當米定也、限永代所奉寄進甲佐宮也、於下地者、至于實澄子々孫々、知行不可有相違

者也、將又、根本居合田者、本自地頭綺無之間、作人以下一圓社家進止之条、不可有子細者也、如此令治定處、若自社家寄

事於左右、被致狼藉之時者、於令契約分者、可止社家綺者也、若又實澄同遺跡之輩、背此契狀、或云往古居合田、或云今契

約分、致違亂煩之時者、彼守富庄下地半分、永代爲一圓不輪神領、神官供僧中、可被知行領掌者也、仍爲後代證驗契狀如件、

承安三年正月十八日

源實澄在判

(裏書)

「此狀正文者、去々年延元爲沙汰持上候、京都二条僧正御坊中治部卿僧都珠範之許預置候、世間靜謐候者、急速可取進上仕之

狀如件、

延元三年正月十六日

(甲佐社一祝)
盛種(花押)

** (b) 「同文書」 建武元(二三四)年七月十九日附宇治惟平契狀

ひこのくにもりとみのしやうの事、こさねすみの、やうきう三ねん正月十八日、かうさのミヤの神りやうたるへきよし、け

鎌倉幕府の裁判における私和与について

いやく候事、けんせんに候、しかるに、さんぬるほうちのころ、くわんとうのけんゐをもて、したちをかすめとられ、たうしやの御ねんくしんようまいをうちと、められ候を、いま神明そうきやうの御よに、一二のミヤ御こうきやうのあいた、かうさのミヤハ、たうこくの二のミヤにて御わたり候へハ、しやけの御ちうちとして御そうもん候て、御あんとるときハ、さねすみのけいやくにまかせて、もりとみのしやうのそたうまい、まいねんニはんふんお、けたいなく、ゑいたいをかきりて、しやけにさたをいたし候へく候、したちにきてハ、御いろいあるましく候、惟平ちきやうさうあるましく候、たかにやくそくのふんへぬかい候ハんときハ、ほんしゆさねすみのけいしやうにまかせて、したちはぬふんゑいたいしやけにハけとられ、御ちきやう候ハんとき、いさ、かもしさいあるましく候、よてこ日のために、しやうくたんのことし、

けんふくわんねん七月十九日

宇治惟平(花押)

(異筆)
〔爲後證各所加判形也、

權律師 良鑒(花押)

權少僧都惠珠(花押)〕

⑭ 「尊經閣古文書纂仁和寺心蓮院文書」弘長二(二二六二)年三月一日附關東下知狀⁽²⁾

(包紙・押紙以下省略)

圓宗寺領越中國石黒庄弘瀬雜掌 (幸圓カ) 定朝・左近將監時定 (藤四郎宗カ) 定相論 (條々カ)

一、地頭職事

右、對決之處(中略)次如式目者、雖帶御下文、於過廿箇年者、不及沙汰云々、何況三代五十余年勤仕御家人役之間、今更難被避歟、是四、凡寶治之比遂對決、所務条々被定下之上、地頭職事、不及改沙汰、次和与事、領家三分二、地頭三分一可令分領之由、兩方出和与狀之間、可被叙用否、有其沙汰之處、和与之条、不可然之旨、領家行 (遍カ) 僧正令申之上、幸圓辭當郷雜掌、

屬地頭之間、以教信阿闍梨爲(雜カ)□掌、就本問注記具書、可蒙御成敗之由、行遍申之、然者、於件和(与カ)□狀者、旁以非沙汰之限焉、
一、山田郷惣追捕使職事

(中略)

以前条々、大概如此、抑去年十二月成給下知狀於兩方畢、而雜掌方下知狀、於參河國八橋宿、令燒失之由申之間、以先度符案、
重所被寫下也者、依將軍家仰下知如件、

弘長二年二月一日

武藏守平朝臣(北條長時)
相模守平朝臣(北條政村)
花押
花押

(以下の朱印省略)

** (a) 「陽明文庫所藏文書」弘安元(二二七八)年十一月 日附東寺領丹波国大山莊地頭中澤基員陳狀

(端裏銘カ)
「中澤左衛門尉基員陳狀 到 弘安元 十二 四」

中澤三郎左衛門尉源基員謹辨申

爲丹波國宮田庄雜掌見寂扶持強盜人還令致害西善 □(法師カ) 由致不實濫訴無謂子細事

件條如雜掌訴狀者、去建治二年十二月十二日夜半、彼基員已下帶弓箭杖率數多人數乱入當庄木部村、令伐往古々木(裏花押有)云々、

此條依何事率多勢可伐他領木哉、無跡形申狀也、次如同狀者、當村代官西善主從爲相尋子細、行向之時、取籠大勢之中令致
害云々、此条不(カ)□乱入宮田庄之上者、無相尋之旨、然者不取籠中、況致害事不知及者也、但彼十二日夜半、強盜人打入于大

鎌倉幕府の裁判における私和与について

山庄之處、土民亦令起合禦戰之刻、當庄住人亦其數雖被疵、彼強盜人扨手歟(カ)間、脱捨甲冑逃籠于宮田庄之由、刁剋之許雖告申候、惡黨退散之上者、基員不及罷向而、翼日十三日觸申(工守カ)護御代官畢、爰見寂惡黨事隨聞及可加誠之處、得彼等之語構不實寄事於古木、擬遁夜討咎之條、惡黨扶持之條難通者也、且強盜人亦打入所爲當庄之家中之條、守護使令見知乎(カ)、將又十二日夜半行向之由、見寂自稱之上者、夜討之咎爲勿論歟、雖然基員不令見知之間、不能巨細之陳狀、早与黨人与當庄民被札決、於惡黨人亦者不日被斷罪、至于見寂者欲被處扶持之罪科、仍披陳言上如件、

(b) 弘安二(二七九)年二月 日附丹波国大山莊地頭中澤基員重陳狀

(端裏銘カ)
[大山庄地頭請文]□□□□一(カ)

□□□□一(カ)

中澤三郎左衛門尉源基員重辨申

爲丹波國宮田庄雜掌見寂依難遁數輩強盜人亦扶持罪科擬遮自科致無實濫訴無謂子細事

件訴狀云奉違背御教書不能請文參上云々、此條無極虛誕也、去年十一月上旬之比令上洛令進上請文陳狀於奉行所事、基員卽令持參之上者、何令違背御教書不申請文陳狀不及參上之由可掠申哉、奸謀之至顯然也、不退在京之後、十二月中旬之比差置重基於代官令下向者也、而在京之間者無音、伺下向之隙掠御教書之条、併招罪科之企也、次西善致害事、一向不知及者也、且先度如令言上、彼十二日夜半強盜人討入于大庄之處山、土民亦令起合禦戰之刻、當庄住人亦其數雖被疵彼強盜人扨手歟之間、脱捨甲冑逃籠于宮田庄之由、刁剋之許土民亦雖告申、惡黨退散之上者、基員不及罷向、然間強盜之條令露顯日依難遁罪科、寄事於古木致不實濫訴之條、見寂彌招重科者也、彼十二日白晝、庄民亦爲薪當庄内之有伐木事歟、領内草木随要用、土民亦令取之條、何隣庄可令制止哉、雖然依彼木事、爲申懸子細行向使者尤以白晝可來入之處、襲甲冑帶弓箭兵杖率數多大勢以夜

半令乱入庄内之條、夜討強盜人之外者爲何要哉、結構之企可足御景迹者也、將又十二夜半行向之由見寂自稱之上者、夜討強盜之條爲勿論歟、雖然匪弱之土民亦許令起合禦戰之間、強盜人不及打留隨彼庭無死人、〔張紙有裏花押有〕只自宮田庄申送之時始承及許也、所詮彼夜討之遁起合之處、土民亦与与黨人亦被召合日、眞僞定令露顯歟、然者於惡黨人亦者不日被斷罪、至見寂者爲處強盜扶持罪科、重披陳言上如件、

弘安二年二月 日

**(c) 弘安二年四月 日附丹波国大山莊地頭中澤基員書状案

〔端書
「正文紛失」〕

宮田庄預所被訴申候西善主從間事、爲御口入被止訴訟候之条、恐悅無極候、此上者當庄山野草木立野立林之外者、自宮田庄雖被伐之候、不可及制止候、又宮田庄要水流末徒落來候毛徹給候者、旁本望候歟、自今以後大方以和与之儀、於彼庄諸事不可存疎畧候、若背此旨候之時者、立還又被致訴訟候事毛無力事候歟、得此御意猶々可然之様御口入候者、可爲面目本意候也、恐々謹言、

弘安二年四月 日 大山庄地頭左衛門尉源基員

在判

謹上 捧田内左衛門尉殿

** (d) 弘安二年四月 日附丹波国守護代捧田内宗經書状案

〔端書
「正文紛失」〕

度々申候西善主從間事、大山地頭中澤三郎左衛門尉狀如此候、此事依宗經口入、被止御訴訟之条殊面目候、山野要水事亦子

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九卷七号

三三四 (二三六)

細見彼地頭狀候歟、又彼地頭以不慮之子細、背申此儀候之時者、還立雖御訴訟候不可及口入候也、(他方)每事期見參之時候、恐々謹言、

弘安二年四月

日

左衛門尉宗經

在判

** (e) 弘安二年四月 日附丹波国宮田莊預所見寂書狀案

西善主從被致害候之間事、付公私惣別失面目候之間、訴訟已經年月、可蒙御成敗之由、申沙汰候之處、御口入難去候之間、可相計之由所令申候也、大山庄地頭狀給候了、一向依御口入罷鬱訴候之上者、不及申是非候、其上子細見御札并彼地頭狀候歟、他事期見參之時候、恐々謹言、

弘安二年四月

日

沙彌見寂

在判

(16)²⁶

** (a) 「鹿島神宮文書」永仁六年(二九八)二月三日附関東下知狀

(編裏付巻)
永仁六年「十六」

鹿嶋大禰宜朝親与野本四郎左衛門尉 (マ、) 法師法名行心相論、當社領大枝郷事

右訴陳之趣、子細雖多、所詮當郷下地者、嘉禎三年以和与之儀、令中分之由所見也、而相語不知案内代官、令和与之間、弁所當於社家、於下地者、一巴可領知之旨、行心雖申之、就_レ和与狀、自嘉禎年中相互知行、經年序之上者、今更難及違亂、然則任彼狀可致沙汰也、次狼籍事、於守護方有_レ其沙汰云々、其上者不及異儀者、依鎌倉殿仰下知如件、

永仁六年二月三日

(北條宣時)
陸奥守平朝臣 (花押)
(北條貞時)
相模守平朝臣 (花押)

** (b) 「塙不二丸氏所藏文書」正和五(二三二)年閏十月十六日附野本時重覆勘狀案(中關)

(端裏書)

「時重覆勘狀案 正和五 閏十 〃六」

(異筆)

「銘云 時重覆勘狀 正和五 閏十 〃六」

野本藤四郎時重謹言上

欲早被覆勘先御沙汰、召返率爾^{〔空〕}御下知、被究淵底、依無^{〔誤〕}侯蒙御成敗、常陸國大枝郷給主鹿嶋大祢宜能親新田押領由、就致非據偽訴、不被尋新田當知行仁、被収公時重知行分本郷条、難堪子細条々、

副進

一通 和与狀案 嘉禎三年三月廿六日

一通 御下知狀案 永仁六年二月三日

二通 本御下知案 貞應元年六月十六日・同十月七日
荒野・新作田等所當、留守所在廳不可致遠亂由事

一通 御下知案 建治元年五月七日

一通 御教書案 建治二年十一月五日

一通 讓狀案 文應元年十一月二日

一通 安堵御下文案 文永二年七月八日

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九卷七号

三三五 (二二六三)

一通 系圖

繪圖

一 新田押領不實事

右當郷者、高祖父益戸四郎左衛門尉政義、後者義光爲勳功之賞、去治承七年令拜領畢、領家職者亦爲鹿嶋社領、令備進有限供新米之許也、而義光、嘉祿元年讓後家号淡路局之間、一圓知行無相違時、不知案内代官、嘉禎三年社家与地頭令和与、守彼狀相互致其沙汰畢、而淡路局、以當郷地頭職、去文應元年分讓孫子并曾孫等之刻、於栗俣村者、讓野本能登前司時光處、悉爲新田之間、任和与狀、弁新田所當半分於社家、於下地者時光一円進止之間、社家敢不申子細、以岩瀨村者、讓孫女尼淨妙畢、是又爲新田之間、云下地、云所務、社家不相繕之地也、至于本郷者、讓給野本四郎左衛門入道行心時重之間、是皆爲本田之處、雖令中分下地、守和与狀、剩所弁有限本所當也、三ヶ村各別知行之旨趣如此、就中嘉禎三年和与者、本主一人管領時、以本田分雖令和与中分、文應元年分讓孫子等之後、面々帶案堵御下文之上者、可令各別之条勿論也、而能親供新米無沙汰之由、及濫訴之刻、所載和与狀御公事等、能親對捍之条無謂之旨、時重言上之處、爲塞彼自科、御公事者爲新田仰栗俣村當領主能登四郎左衛門尉貞光、時光子被召出社家返抄時、栗俣村爲新田之条、又以可令露顯哉、凡於時重知行分者、雖爲段歩、載于和与狀、新田無之上者、爭不被尋問新田當知行之仁哉、次時重知行分新田、和与以後令開發者、不可弁所當、自本又無新田者、何時重知行之内、可有新田哉之由、有御沙汰云々、

此條、御沙汰頗令依違者欵、本主一圓之時、載和与狀新田者、承元元年馬大夫檢注之時新田也、栗俣村是也、爰雖令中分本田、爲專度々御下知、至新田荒野下地者、地頭令進止之間、和与取中之見作本新田分者、弁彼所當半分於社家者也、新々田者、和与以後令開發荒野之地也、岩瀨村是也、然者於岩瀨村者、云下地、云所務、敢無社家之繕、以如此所務、和与以後、相互無異論而、已送五十余年之星霜畢、且其子細所載能親訴狀也、仍本郷者無本新田之間、依分付狭小之荒野、

自然令開發之間、厓弱新_レ田有之_レ之、而爲和与以後新_レ田之間、莫太岩瀨村猶以不弁一粒之所當、況於取狹少之地哉、
隨而於栗侯岩瀨兩村者、社家代_レ不相綺下地_レ、無其隱、有御尋者、能親爭可及異論哉、然者時重無過失之旨、之、令
露顯之上者、爭無哀憐哉、早被札明新田在所、欲預御成敗矣、

一 能親依御公事對捍、難遁御下知透背咎事

右、於御公事等者、依載和与狀、守彼狀相互可致其沙汰之由、被成下御下知之處、無沙汰之上者、尤可被行能親於御下
知透背之咎由、相存之處、被宥有之_レ不審之間、同尋申之處、以關東御公事難被懸社家之間、不及沙汰之由有御沙汰云々、
此条、尤爲關東御沙汰、可有御成敗哉、其故者、爲普通領家・地頭致所務沙汰日、可有如此御沙汰狀、於當鄉者、以和
与之儀令中分本田之間、社家所令進退本田半分下地也、如今御沙汰者、社家爭爲上司可管領下地哉、雖然依爲和与之儀、
分持本田下地半分於社家之上者、縱雖不載和与狀、乍令知行恒例御公事勤仕之公田、爭可令對捍御公事哉、況載和与狀
之条分明也、隨而本田下地中分事、有御許答、而可守彼狀之旨、永仁御下知炳焉之間、先度者不引申建治御下知之處、
不及御沙汰之由被仰出云々、難堪之次第也、然則就大番伎、建治元年五月七日不易御下知、更難被奇捐之間、〔兼〕旁以可爲
關東御沙汰之上者、早欲被行能親於御下知透背之咎矣

一 能親兩樣訴訟咎難遁事

(中略)

以前条_レ、〔斯〕愁訴如期、且時重雖爲不肖之身、高祖父義光、

右大將家御代致無貳奉公、爲勲功之賞、拜領當鄉之以來、弓馬累代之後胤也、而無答被取公勲功之地、永侘僣之条、尤不便
之次第也、〔爭〕○無御哀暢哉、凡被扶人事善政之取也、攘災之基也、所詮且被尋問新田栗侯村地頭、且以和与狀之旨趣、被究御
沙汰淵底、任無誤之旨、爲預御成敗、恐_レ言上如件

鎌倉幕府の裁判における私和与について

*(C) 「塙不二丸氏所蔵文書」文保二(二三二八)年十一月 日附關白前左大臣家二條政所下文

關白前左大臣家政所下

鹿嶋社神官等

可早任代代政所御下文并關東不易下知狀等、大祢宜良親進退領掌、神領内小牧村加納・大枝・用重名・南三昧院・塙寺・

立用神田・高棧敷等事

右、得良親解狀稱、小牧加納者(中略)此條、守護領者關東御分内、小牧村者、爲本所進止而非關東御分、爲鹿嶋社領而非人領、旁以難爲守護領之條炳焉之上、如守護代返答者、以内小牧之号、雖不被載守護領之御下文、爲泰幹當知行跡之間、管領之由返答之上者、内小牧村事、不及守護領沙汰之條分明也、所詮爲本所進止、爲社領之上者、早被返付社家、全御神領、

欲專御祈禱、一是次加納十二鄉等者、社家与地頭令折中下地、半分者爲給主屋敷名田、地頭更不相綺、半分者雖爲地頭進

止、有限所當者、社家每年遂檢注、令収納之、所奉備日次御供米也、而地頭等伺社家遷替之隙、押領下地、押妨檢注之間、

嚴重日次佛供、如當時者有名無實也、刺適所濟、動對押之間、〔擇、下間シ〕微力良親取借上、經替之、於關東致訴訟之條、云借上積、云

訴訟費、旁以不便次第也、爭無誠御沙汰哉、然者云下地云所當、任先例并大生郷之例、可致沙汰之旨、欲蒙御成敗、二是次

大枝郷者、依神慮良親別相傳之條、建久・貞應・嘉祿・正和御下文等明鏡也、早任代代御下文、爲良親別相傳而子孫孫不

可有相逐之旨、欲蒙御成敗、三是次大枝郷下地者、社家与地頭、以和与之儀令折中下地之條、度御下知狀等分明也、而地

頭等令逐背御下知、不打渡之條、其答難遁、將又當郷年貢追年減少之余、適所濟之分對押之間、取借上、經入之條、難治次

第也、然早至未濟分者、以社例一倍可札返之旨、欲被裁許、四是(中略)然早任代代御下文被打渡之、欲全御神領等御祈禱

矣、是八者、早任代々政所御下文以下證文道理、良親子・孫・可令進退領掌彼神領等之狀、所仰如件、神官等宜承知、勿逐

失、故下

文保二年十一月 日

案主中原 (花押)

別當勘解由次官藤原朝臣 (花押)

大從左衛門少尉阿倍 (花押)

⑰²⁷

** (a) 「東大寺文書」 正安三 (一三〇二) 年六月 日附東大寺學侶等重訴狀土代

(端裏書)

一 正安二二六

學生供訴狀案正安二年 [] 三年六月日

東大寺學侶小重

欲殊被經嚴密御沙 [] (汰) (寺) 領美濃國西部庄地頭代左衛門尉茂平背和與狀并度々御下知旨、去年^{正安}二年貢致四百餘貫未濟間、

寺家

○就訴申、可明申旨、去三月廿日被下御教書○處、^之于今不及請文陳狀間、以召符違背篇、可被合御沙汰、可預御成敗旨、

重進訴狀刻、地頭代^{恐自科}對寺家方沙汰人^{使者}出承伏注文上者、早任^{未進分悉}員數可究納旨、

急連被加御下知

下知違背罪科事

副進

一通 御教書案 正安三年三月廿日

二通 御下知狀并和與狀案

一通 地頭代所出注文案

鎌倉幕府の裁判における私和与について

右當庄者、百口學侶衣服料重色爲「異」他之間、爲地頭每年請所、於年貢者、年内可令究濟之由、度度和與狀并關東六波羅御下知狀炳焉也、爰地頭背此亦御下知之旨、去永仁六年、年貢致未濟之間、訴申之取中、去年^{正安}二分背^{年内究納}〇收納之期限、致四百餘

寺家 訴

不申散狀

使者、人雖有相導子細地頭代出未進注文、

貫未進之間、〇就〇中、被尋下之處、及數月于今不進請文陳狀之間、重進訴狀之刻、對寺家方沙汰^{出未進注文之上者、急}

未進〇多少、雖有違目、背年内究納之御下知、而于今致未濟之案者、既以承伏之上者、速進日限可究納之旨、可有御下知

速可究納之旨、直可預裁許之處。被召陳狀之條、爲彌爲沙汰遲引基上者、於彼御書下者、令返進之、此上者、早任承伏之旨、

被差日限

〇可「究」納件乃貢之旨、^{急速被加御下知、寺家預裁許}至地頭者、爲被行所當罪科、事仍粗重勒子細、以解、

正安二年六月 日

*(b) 「同文書」正安三(二二〇二)年六月 日附東大寺學侶等訴狀土代(前闕)

(前闕) 定置之法、擬申行于御教書違背之罪科之處、近日於地頭代、相語寺家方之雜掌賢俊五師、至來十月可延引之由、令書取和與狀云々、此条地頭代之私曲彌以私曲之至、彌以顯然也、其故者、於寺家方有何得理永仁六年々貢于今未濟之上、當去年々貢、又背年内究納之御下知、于今致數多之未進之上者、於寺家方、有何得理至今秋于今濟納之期十月中可延引于十月中之由、可令出和與狀哉、學侶不存知之条、仰上察者也、所詮於寺家雜掌賢俊五師者、永削寺僧之名帳、改補所職畢、早欲被處遠流罪科矣、次於地頭代者、背度々御下知、致重疊之私曲之上者、速^被任^被定^被置^被之^被法^被、^被被^被行^被所^被當^被罪^被科^被、^被被^被停^被廢^被地^被頭^被職^被、而盡未來際、令令寺供之樣、欲蒙御成敗、仍不耐愁歎之至、學侶亦勒狀、以解、

正安三年六月 日

*(c) 「同文書」 正安三年十月 日附東大寺衆徒等重申狀案

(端裏書)

「茜了寺解十月 日 「但不出之、」

東大寺衆徒亦重解(付箋)「弘安元

年十二月」

茜了庄年貢綿綿代錢、地頭違背度々御下知、至今秋濟期于今過不濟未進上者、可被行所當罪科旨、數月令列訴處、如今月八日引付評定者、任地頭代申狀、可相待今月中云々、此条匪當當時背「御」東六波羅御下知、可爲向後越年基之条、學侶鬱訴不可休、速任被定置法、欲被。地頭於御下知違背罪科狀

右、件年貢代錢者、百口學侶之供新衣服、一寺規模之供新也、因茲可指員數、定期限、悉不過年内可令濟納之旨、關東六波

羅御下知明白也、而永仁六年々々貢、寄事於損亡、地頭代雖企濫訴、依寺門家中開、不日可究濟之由、去年蒙御成敗畢、爰度々

雖被下御教書、于今不究濟之条、罪科難遁之處、剩去年々貢又。背年内之御究納之御下知、致數多未進之間、自科依難遁、

去六月歟、至今年十月(可被力)相延之旨、對寺家雜掌雖懇望申、寺不叙用之處、雜掌得地頭代語、出和与狀之間、於寺家雜掌者、

擯出寺帳、改易所職、處重科畢、此次第具相觸于奉行邊、致訴訟之處、依不慮障導、于今不預裁(禮)報之条、寺門(兼)含秋怨訴之處、

適去八日合于引付評定之尅、三百余貫之未進莫大之上者、可相待今月中之由、此条併(兼)依地頭代恣申狀、被奇置寺家理訴歟、

凡今月中者無自去年至于今、違背度々御下知之条、地頭方爭可遁罪科哉、若不被行其科、剩如今評定者、後年又以其爲例、

破年内究納之儀、可致遲濟之条、不可待言者歟、然者早於未進年貢者、懸地頭代不日令究濟之、於地頭者、任被定置之法、

被行御下知違背之罪科、而欲令全永代之供新矣、仍勒狀如件、

鎌倉幕府の裁判における私和与について

正安三年十月 日

II ⑤ 「相良家文書」正安四(一三〇二)年六月 日附肥後国多良木村地頭代申状案⁽²⁸⁾

〔肥〕^(端裏書)後國多良木地頭代申状正安四(一三〇二)年六月廿四

〔肥〕後國多良木村地頭相良牛房丸代左衛門尉資氏謹言上

早任相良彌五郎頼氏法師^{法名}遣狀等、欲被付下地於惣領上蓮孫子頼^{六郎}頼高^{三郎}頼秀^{三郎}頼實^{次五郎}等、異賊警固以下面々所役

并當村檢^三及讓外神領地等、且企押領濫妨、且不相從惣領牛房丸催促、條々張行子細事、

副進

一通 上蓮讓子息頼宗^{牛房丸}亡父 狀正應六年七月廿日

右、以多良木村内、讓与子孫等之時、去正應六年七月廿日讓惣領於子息^(郎)頼宗^{牛房丸}亡父之次、爲孫子頼包・頼高・頼秀・頼

實等、以同日充給面々讓狀畢、而惣領所持之上蓮讓備進之上者、不及巨細、爰彼庶子等、背上蓮遣狀、或濫妨檢斷、或押領

讓外之地、或國方濟物等屬惣領不辨之、或對捍異國警固番役以下用途者、就中、於警固用途者、恐于當時懈怠、爲全所役、

悉惣領所經人之也、先年頼包等企濫訴之間、聊雖番訴陳、入人於中可和与之由、依令望申、相互存和談儀之處、就和與狀、

號不給御下知狀、彌云押領、云濫妨、云對捍、并之令張行之條、且背上蓮之讓、且輕其素意、既以告言也、早被止押領濫妨、

至對捍分者、糺給惣領所經人之用途、任上蓮遣狀等、爲被付面々下地於惣領、粗恐々言上如件、

正安四年六月 日

(19)³¹

** (a) 「青方文書」 曆仁元（二二三八）年十二月廿五日附峯持・源等和与状案

みくりやのみしやうおちかのしまのうらへのあいたの事、

みき、くたんのうらへのあいたの事、したのさたにおきてハ、にうたうとの・たらうとの、よまでも、さうあるへからす候、このうゑハたかひのへんかい候へからす候、もし人のけうかいによても、へんかい候て、ゐらん候へからす、よてのちのせうものために、わよのしやうくたん（の脱カ）とし、

りやくにん元年十二月廿五日

源持在判

源等在判

** (b) 「青方文書」 年月日不詳白魚行覚申状案

（端裏書）

「引隠二問状案」

（端書）

「是ハ貞引隠二問状也、」

肥前國御家人白魚九郎入道行覺重言上、

欲峯源藤五貞違背御下知、令濫妨佐保・白魚所務刻、悪口本主子孫上者、被弃捐謀陳、且被行其身於所當罪科、且可停止

違亂由、蒙御成敗子細事、

副進

一通 湛和与状 建長七年九月六日

一通 覺圓讓状 覺圓讓状於佐保・白魚者讓与弘高事、同八年八月廿一日

一通 關東御教書 蒙古合戰勳功追可有計由事、
正應五年十一月卅日

十通 守護代々御奉書・御書下等 各別勳仕所見
自餘畧之

右、浦部嶋内佐保・白魚浦々者、以建長八年覺圓令讓与行覺親父弘高法師法名西佛之間、至于行覺、爲各別知行、送四十餘年星

霜畢、爰員陳狀云、件和与狀者、浦部下沙汰事、覺圓并能高之世、法名天母不可相違之由、載于地頭持狀之間、彼二代下沙汰不存

異儀之處、成于能高時、致過分儀云々、此条如建長七年九月六日九□□□□混狀者、浦部間事、曆仁元年十二月廿五日以下缺

() (c) 「青方文書」嘉元三年二月 日附白魚行覚申狀案

(前缺) 彼二代下沙汰不存矣儀之處、能高之時、致過分儀云々、此条顯然之奸謀也、覺圓・能高・々家法名覺念三代、令相續所務於

兩方、於得分物者、年來番訴陳者也、而二代下沙汰不存矣儀之處、成于能高時、致過分儀之由令申之条、尤惡口也、何可遁

其咎哉、且湛如建長七年九月六日狀者、浦部間事、曆仁元年十二月廿五日之持加書替狀於波、湛末加末万天毛不可變改云々、

隨而貞乍稟行覺曾祖父尋覺之流、立還失本主之素意、猥令押妨佐保・白魚所務之条、爭可遁罪科哉、同狀云、行覺親父弘高者、

爲佐保・白魚代官召仕之處、公私無沙汰之間、貞祖父令改易之時、出怠狀乎云々、此条惡口也、稱彼怠狀者、不實之由載

先祖之處、如陳狀者、爲弘高自筆狀之由、載之乎、弘高者、本自就和漢不足右筆之處、稱自筆狀、構出謀作狀、備申之上者、

云召仕代官之由、云今謀書之段、先以此兩段被合御沙汰、欲蒙御成敗、何況文永九・十兩度御下知不、能高・湛相并令拜領

之条炳焉也、且行覺道。先祖与藝之跡、依致矣賊合戰之忠勤勳功、追可有御計之由、預關東御教書、可被抽賞之旨、所被仰下也、

而貞如三答狀者、於彼勳功者、迄于非御家人・凡下之仁、被行其賞之由、令申之条奸謀也、件勳賞事者、品秩皆以被載注進

之間、不及子細、行覺者尋覺之性流、代々御家人役勤仕無相違、貞亦知行之小值賀嶋者、慥尋覺之遺領也、然者、云行覺、

云貞、於所領者、爲一流之上者、何限于異賊勳賞、可引申非御家人・凡下仁之潤色哉、還而自責之陳詞也、凡貞三答之狀仁、

所令備進之一卷具書内、覺圓・能高未狀由事謀言也、如令申先段、如文永九年五月十日關東下知狀者、任曆仁・建長和与狀、云湛、云能高、無相違可令領掌云々、取要然者今貞所令備進于三答之狀者、号覺圓未狀之間、後日文永九年御下知狀明鏡之間、先日弃破之僞狀、更以非御沙汰之限哉、所詮、雖多子細、貞以本主之子孫、或爲住人之旨載之、或召仕代官之由掠之、或構出謀書、号弘高自筆狀、令濫妨所務之上者、云惡口、云謀書、以此兩段被合御沙汰、被處其身於重科、於行覺者、任代々各別知行之實、爲蒙御成敗、恐々庭中言上如件、

嘉元三年二月 日

** (d) 「青方文書」正和四(二三五)年六月二日附鎮西裁許狀案

白魚九郎入道行覺与峯源藤五貞相論肥前國小值賀浦部嶋内佐保・白魚兩浦事、
右、訴陳之趣、雖多子細、所詮、「如行覺申者、(か)「當嶋者、曾祖父玄城房尋覺之所領也、而以小值賀嶋、讓于嫡子通澄本名、通高、通澄讓與于養子峯源藤二持真高、祖父、至浦部嶋者、讓給二男家高法師法名、西念、至下沙汰者、覺圓不可有相違由、去曆仁元年十二月廿五日就出兩方和與狀、持子息湛貞嗣、祖父与覺圓、又不可違曆仁和與狀旨、建長七年九月六日重出和與狀畢、爰湛背彼狀、押領下地間、覺圓子息能高行覺、祖父參訴關東之刻、任曆仁建長和與狀、云湛、云能高、可領掌旨、被成文永九年五月十日御下知、同年九月一日守彼御下知、可領掌由、被下御教書於能高間、佐保白魚兩浦等爲彼和與之内、自覺圓至行覺、知行無相違之處、貞不叙用彼御下知、押領當浦所務、剩去正安三年冬之比、異賊號來事凌來之由風聞之間、爲參上博多、令用意乘船之處、貞代官監物入道淨蓮差遣數多人數、欲令漕取間、令申子細仁依天、打入行覺下人次郎太郎男於海、与恥辱之条無其謂、早被停止所務押領、可被行狼藉科云々」、如貞陳狀者、「浦部嶋者小值賀内也、佐保白魚者浦部嶋之内也、而小值賀嶋地頭職者、爲貞囊祖松浦源四郎大夫直所領之處、直讓于當嶋於子息十郎連法名、定西、連讓与于貞高祖父峯源藤二持畢、爰連論敵玄城房尋覺以小值賀嶋、

讓于嫡子通澄、割分浦部嶋、雖令配分于二男家高法客、後日悔返之、爲小值賀嶋内而讓与于通澄畢、通澄令寄附持間、就兩

流之相傳、承久三年五月廿六日賜關東御下文、安貞二年三月十三日預御下知畢、加之、寛元四年十一月廿二日重給御下文、

知行經數十年後、讓与件所々於孫子峯又五郎湛間、湛知行之時、當嶋鷹嶋源三滿就出非論、番訴陳、正元元年七月十六日湛

預御下知之上、文永八年十一月廿五日・弘安四年後七月三日重給御下文、讓于子息源五郎答之間、所令相傳于貞也、而覺圓

對于持、令所望浦部嶋下沙汰依天、曆仁元年持給与下沙汰之充文於覺圓畢、如彼狀者、覺圓并子息太郎高世滿天不可有相違云々、

湛与覺圓又建長七年和与之時、子細同前、隨而任曆仁建長之和与狀、可致沙汰之由、文永九年所成御下知也、所載彼和与狀者、

限于覺圓能高二代也、行覺者非所載于和与狀之能高子孫、所謂能高舍弟彌二郎弘高子息也、且弘高者貞祖父湛爲佐保白魚代、且

令召仕之處、無沙汰之間、令改易之刻、如元可充給之旨、捧自筆怠狀畢、行覺者爲當浦住人、勤細々公事、不肯貞命之處、

今及敵對之条存外也、次代官淨蓮差遣人勢、擬令漕取兵船、打入二郎太郎男於海由事、無跡形不實也、胸臆浮言不及御信用、

早被棄捨濫訴、可被行地頭敵對之科云々、爰兩方所帶證文并御下文・御下知等子細雖區、所詮、如曆仁元年十二月廿五日持

和与狀者、宇野御厨御庄小值賀嶋内浦部之間事、於下沙汰者、入道殿太郎殿滿天仁毛不可有相違、此上者互仁不可變改候、若

人能凶害仁依天毛、變改候天、不可違亂候云々、以和字換漢字、取詮、略之、如同日西念、改覽、狀者、加樣被仰候仁依天、於浦部地頭職者、爲峯源

藤次殿御沙汰末加末滿天毛不可有相違候、此上互仁不可變改候、然著、若能凶害仁依天毛、爲入道身致違亂候共、更仁不可

承引候云々、同前、如建長九年九月六日湛和与狀者、肥前國宇野御厨御庄小值賀嶋内浦部間事、曆仁元年十二月廿五日故殿書

替狀仁者、湛末加末滿天毛不可變改候、若能凶害仁依天變改候天違亂出候之時者、全不可承引候云々、同前、如同日覺圓狀者、

互仁被仰申候仁依天、入道毛末加末滿天毛不可變改候、又人乃凶害仁依毛變改出來候之時者、全不可承引候云々、同前、同八年八

月廿一日同人狀者、讓渡二男弥次郎弘高仁佐保・白魚、此二浦仁於幾天波、弥次郎弘高仁讓渡畢云々、同前、如文永九年五月

十日關東御下知者、峯又五郎湛申、肥前國小值賀嶋内浦部嶋地頭職事、右、越訴之趣子細雖多、所詮、浦部嶋下沙汰者、曆

仁元年持避与西念畢、湛亦建長七年同所出避狀也、至地頭職者、持・湛之知行不可有相違旨、曆仁・建長覺圓出狀畢、然則、任曆仁・建長和与狀、云湛、云能高、無相違可令領掌云々、取如同十年九月一日被下能高之御教書者、肥前國小值賀嶋内浦部嶋地頭職事、峯又五郎湛去年五月十日預御下知畢、至下沙汰者、且守彼御下知、且任曆仁・建長和与狀、可令領掌云々』者、如是等狀者、持真高并湛真祖与覺圓行覺相論之刻、於地頭職者、持・湛知行之、至下沙汰者、覺圓領知不可有相違之由、曆仁・建長相互出和与狀之間、任兩度和与狀、云湛、云能高、可領掌之旨、文永御下知被成御下知之由、所見也、仍至彼兩浦下沙汰者、爲和与内、覺圓去建長。八年八月廿一日讓与行覺亡父弘高法師號之間、任文永之御下知、相傳知行之處、貞押領之旨、行覺訴申之刻、所被御下知之、曆仁・建長和与狀者、限于覺圓并能高二代之由、貞雖陳之、如持狀者、入道殿覺・太郎殿能高世不可有相違之由載之、如湛狀者、故殿能書替狀於波、湛末加末滿天毛不可變改云々、不限二代之旨、行覺所申、非無其謂、次如五月廿五日附文、弘高狀者、京上志天候跡仁、佐保・白魚仁地頭御代官入佐世給天候之由、自筑紫申上天候、前々毛限候地頭御得分於波、沙汰進候事仁天古曾候惠、自是後毛限候御得分於波、可沙汰進候人能見候所毛候、御代官於波可給候云々、以和字撰漢字、湛以弘高、爲佐保・白魚代官、令召仕之刻、無沙汰之間、改替之時、捧自筆怠狀之旨、貞同雖陳之、就和漢弘高不足右筆之間、自筆之段不實也、爲謀書之由、行覺申之、雖須被札明眞僞、如附年號者、文永四年云々、爲文永九年御下知以前狀之間、不能札明實否、加之、覺圓書狀等數通、貞雖備進之、非肝要之上、子細同前、然則、於佐保・白魚兩浦地頭職者、貞知行不可有相違、至下沙汰者、且任曆仁建長持・湛和与狀、且守文永九年御下知・同十年御教書等、停止貞押妨、可令行覺領知、次以本主子孫弘高、稱代官、以行覺、號當浦住人之条、貞不通惡口咎之旨、行覺雖申之、於下沙汰者、能高可領知之由、就被載關東御下知、存地頭与名主之礼儀歟之間、代官并住人之旨、令申之条、非指惡口之間、不及沙汰、次貞代官淨蓮差遣數多人勢、欲令漕取兵船、打入行覺下人次郎太郎男於海、与恥辱之旨、行覺同雖申之、不實之由、貞論申之上、非指喧嘩之間、同前矣者、依仰下知如件、

正和四年六月二日

(北條政顯)
前上總介平朝臣(花押)

20³²

*(a) 「八坂神社文書(建内文書)」正中參(二三六)年二月十三日附丹波国波々伯部保法眼顯増和与状

丹波國波々伯部保内顯増別相傳田畠事、去元亨參年十月十日止非職甲乙人傳領之儀、付保務、可有管領之由、就御拝領 繪巨、及自他之確論、於守護方相互雖致訴訟、以和与之儀止兩方上訴、於顯増別相傳分田畠三町五段十五代^{坪付注文}別觀在之者、被止御綺畢、但此内至坊垣貳段并醬垣貳段・中檢校垣田畠壹段、以上五段者、所令停止顯増綺也、如此令和乎、被止下地之御綺上者、永令停止方々訴訟了、自今以後、若於田畠事、改篇寄事於左右致訴訟、成地下煩者、可蒙當社三所御罰之狀如件、

正中參年二月十三日

法眼顯増(花押)

II (b) 「同文書」正中年三月三日附丹波国波々伯部保勝算請文

丹波國波々伯部保下司職和与進物用途貳百伍十貫文内、去年十二月且百貫文致沙汰畢、所請百五十貫文者、彼和与事被逢御評定無相違者、雖未被出御下知、五个日中可致沙汰百貫文、殘五十貫文者、五月中可令進沙汰候、若令難澁者、被申公方、被押御下知之時、更不可申子細、^所詮、不沙汰進彼用途間者、縱雖被成御下知、不可管領彼下司名、次全丸名半分田畠所當米・地子以下、在家細々課役、守弘安實檢帳可令勤仕者也、仍請文如件、

正中三年三月三日

勝算(花押)

*(c) 「同文書祇園社記御
神領部第三」元弘三(一二三三)年六月廿九日附後醍醐天皇綸旨案

祇園社領丹波國波々伯部保下司全丸半名、付惣保可令知行者、天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年六月廿九日

式部少輔判

(宝壽院顯證)
助法眼御房

** (d) 「同文書」建武元(一二三四)年九月廿七日附下司波々伯部信盛和与狀

(端裏書)
「信盛」

和与

祇園社領丹波國波々伯部保下司分全丸半名事、任去年六月 繪旨、領家可有御管領云々、爰爲信盛普代相傳所帶之間、守去
正中和与狀、重令和与之上者、隨本所々勘、有限御年貢以下公事等、任先例可致沙汰者也、此上若、或寄事於左右、難澁御
年貢以下、或号新法、成其煩於領家御管領之半名并惣保、致向背者、且任正安六波羅御下知、且依去年 勅裁 繪旨、彼全
丸半名被付惣保、信盛一族被止庄家經廻之時、不可申子細者也、仍重和与狀如件、

建武元年九月廿七日

下司信盛(花押)

(3) 補遺 (C)

第三に、個々の訴訟事案に関する仔細についてはあらためて述べる機会を得ることにして、ここでは「和与」および「私和与」をめぐる裁判手続法上の意味をあらためて考えていく際に参考になり得るものと思われる史料を補遺として指摘しておきたいと思う。すなわち、裁判手続上、和与の認可申請手続および認可手続が公正かつ順調に進行している

限りにおいては決して起こり得るはずのない事態が訴訟当事者の思惑などによって生じ得た可能性が示される(↓⑳)
一方で、幕府裁判所によって認可されたはずの和与の内容が一方当事者の都合により、相手方当事者の与り知らぬところでその一部が勝手に変更もしくは改竄されてしまう可能性のあったこと(↓㉔)などが理解されよう。あるいはまた、私和与ではない和与に対して和与認可裁許状の与えられていることが明らかな状況のもとにあつて一方当事者が和与に對して違背行為をはたらいた場合に、これに関する訴えを受けた裁判所は裁判手続上、和与状あるいは和与認可裁許状に關してどのような位置付けを与えることにより現実的な対応を行おうとしていたのか、その一端をうかがい知ることが出来よう(↓㉑・㉒)。

㉑³³

***a) 「尊經閣古文書纂編年文書」建仁四(二〇四)年正月二日附下毛朝俊證文案(二)

(端裏書)

一与田保公文職并地頭和与狀案并具書案

(端書・異筆)

「校正了」

令請領掌与田保地頭職證文案

右、件證文、所令請領掌在地明白也、但朝俊与湛与契狀之趣、先年之比在廳雖爲見國司進覽文書、指依無其詮、重令和与狀併、此證文者朝俊養子宗藤、次朝兼可讓与者也、若他人讓渡存外、又有被盜取事者、在地不可用也、如本知行之時、至于給田五町・在家十五宇・公文職、子々孫々不可有相違、永令免去了、此背三个条和与狀者、請取證文可有相違之狀如件、

建仁三年正月二日

左近衛府生下毛朝俊

鎌倉幕府の裁判における私和について

同志社法学 六九卷七号 三五二—(二三八〇)

*** (b) 「東大寺文書」 建仁四年正月廿三日附周防国司廳宣案 (周防國玖珂郡与田保相論具書案の中)

(端裏書)
「三問時副進云々」

備進 周防國与田保地頭職、爲本所進止證文并和与狀等、

所見条々子細事

一 廳宣 南無阿彌陀佛在御判

留守所

定補与田保地頭職事

右、任今年正月三日和与狀、所補如件、住民百姓等宜承知、敢勿違失、

以下、

建仁四年正月廿三日

*** (c) 「狩野亨吉氏蒐集文書」 正元二(一二六〇)年三月十二日附六波羅下知狀案

(端裏書)

「六」
「波羅殿御下知狀案」

(公文)

「名田島事」

周防國与田保公文源氏女与地頭武者二郎朝貞相論田島三丁三反事、

右、對決之處、如氏女申者、朝貞与高村氏女建長四年三月十日条々命和与了、而彼彼和与之外、公文名田島三丁三反、自去年

被押領了、云下地、云分米、可被糺返云々、如朝貞申者、彼和与之時、田島七反小可糺返之由、雖載朝貞狀、其内田島等并此外

公文名等、差四至可去給之旨、高村同日出契狀之間、就件狀等給六波羅下知了、其後同年七月三日於当保任契約、堺四至依

出去文、和与内田畠六反不返付于氏女、加之^(可)破高村^(和与状)□□□□之由、貞遠^{氏女}去年雖訴申之、不可然之由、件四至

内田 ^(去カ)年令知行云々、氏女申云、於建長四年七月三日高村狀者、去年始令進覽之上、爲乞素狀之處、今又出和

与同日書狀事、奸謀也、前々不披露之、高村令離別氏女之後、語取之条炳焉也、任契約之旨、何無其科哉、和与内六反于今不返付事、爲鬻訴之処、今重押領三二三反、甚無道也云々、朝貞申云、高村自筆狀前々披露之条、無異儀之上、語取否可被

尋問高村云々者、如朝貞・高村等建長四年三月十三日和与狀者、若令更改狀者、可被行罪科云々、而彼和与内田畠并其外公文

名等、可去給之由、同日出高村自筆狀之旨、朝貞雖申之、如彼和与字狀^(与カ)三月十三日者、不載其員數、如建長四年七月三日同自筆

狀者、雖差四至、於件狀等^者。高村令離別氏女之後、語取之旨、氏女申之、加之、彼田畠三二三反建長四年於令去与朝貞者、

即可領知之處、自去年令知行之旨、朝貞申之条、狐疑多端、隨又件和与内田畠同日於去与朝貞者、何不書改之、背此狀者、

可有罪科之由乍載、于彼翌日可給下知狀哉、和与内田畠六反未返与氏女之条、頗爲無道歟、高村自筆狀爲乞素狀之旨、氏女

所申非無其謂、次十二月五日^{付正嘉二年}書下事、令披見高村自筆狀等之後、下給之旨、朝貞^(雖カ)申之、如^(狀者)□□貞遠^(嫁)□□氏女之以

前、被雇于高村、乍書和与狀、稱^{前カ}□□之所行、可被破之旨、貞遠訴申之刻、不可^(然之由)□□雖被載之、非高村自筆狀事歟、然則、

云和与内田畠六反、云其外公文名三二三反、停止朝貞之押領、可爲氏女可爲分之狀如件、

正元二年三月十二日

^(北條時茂)
左近將監平在御判

*** ② 「正閏史料外編(河野六郎所藏文書)」文永九(一二七二)年十二月廿六日附關東下知狀案³⁴⁾

伊予國河野四郎通時代唯觀與同六郎^(通脱カ) ^{義字}有禮、相論當國石井郷并土居間條々、

一、文永五年七月廿五日和與狀事、

鎌倉幕府の裁判における私和与について

右、訴陳之趣子細雖多、所詮、石井郷同別名者、河野九郎左衛門入道敬連通時親父所領也、而文永四年八月十日子息通繼通時弟得讓狀之處、通時・通繼相論之間、同五年七月廿五日兩方成和與之儀、以當郷内八名并郎從通繼與子通時之間、通繼總領分、云通時知行分、各所成下文也、而通繼配分之趣、非中分之儀、有玄隔増減、或以八名内分拜領之間、違亂之時可破和與之儀之由、稱載彼狀、雖申子細、如通一所進通時同日狀者、可變和與之由、不載之、然則、先日和與狀并下文難被改替、仍通時之訴訟非沙汰之限焉、

一、文永四年八月十日讓狀事、

(中略) 兄弟和与之時、不分別郷、分別名割分、其内通時得之畢、今更就讓狀加料簡之條、無其謂坎(譯カ)(中略) 而通時爲破讓狀、及濫訴之條、告言之科無所于遁、然則、文永讓狀事、今更不及純難、次通時造言科事、被注所領、可被分召也矣(中略)

一、通時被父義絶否事、

(中略) 通時・通繼成和与之儀、令分領父跡畢、和与以前事、不能糺明真偽、云義絶事、云謀書、(以下缺) (中略)

一、以通時分領可被付總領由事、

右、通時構不實、及敵對之間、可被返付總領之由、通一雖申之、先度令和与之上、不及沙汰焉、

以前條々、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永九年十二月廿六日

(北條時宗)
相模守平朝臣判

(北條政村)
左京權太夫平朝臣判

②③「名古屋博物館蓬左文庫所蔵（金沢文庫本） 芥民要術卷九紙背文書」（鎌倉中期 文永十一（一二七四年）頃カ） 訴陳違目³⁵

訴陳違目

事

□ 状云、遂問注之後、俊行等屬廣雅、令懇望之間、弘長二年 □ 令和与之條、執筆并證人現在也、而同行

貞御勘氣之隱 □ □ 彼和与状、屬小卿入道掠給御下文之間、行貞任和与状、可蒙御 □ 敗之由、致訴訟之條、非越訴云々、

□ 云、和与事極不實也、問注以後、於當御引付、^(兩カ)雨度遂讀合逢 □ □ 長三年四月八日御内談、同五月行貞等被召籠、

同十月俊行 □ 御裁許畢、被召出御事書并御引付日記、被尋奉行人、尙持無 □ 、次行貞所帶和与状者謀書也、

可被召出執筆之仁云々、

□

□ 云、執筆之仁者不知行方云々、俊行申云、無執筆仁之由申 □ 、謀書之条顯然也、次行貞所帶和与状之判者

俊行判形云々、俊行 □ 所加弘長問注記也、被召出之、可被比校行貞謀書也、次俊行等掠 □ 下知之由、行貞

申之上者、越訴之條、無異儀欺、而行貞非越訴 □ □ 申之條、顯然奸謀也、

□ 号不遑由事、

□ 云、以行貞所帶和与状、爲稱謀書、令人筆四月十二日奉行 □ 下云々、

□ 件書下者、全不進覽證文、不載陳狀、只先度御沙汰之時、 □ 書之間、所相交文書中也、而自余文書披見之時、

行貞見 □ 難申之條、無謂、所不備進之具書仁何可加糺繆哉（以下歛）

*** (a) 「飯野家文書」 徳治二（一三〇七）年六月十三日附陸奥国好島莊地頭岩城小次郎和与状

（端裏書）
「岩城小次郎和与状」

和与

陸奥国岩城郡好嶋西庄内東目村地頭岩城小次郎隆衡与預所式部右衛門尉頼泰相論所務以下事

右、預所背先例、致非法狼藉之間、雖及上訴、以和与之儀、止訴訟、兩方預御下知之處、相互申子細、亦番訴陳、度々雖遂問答、所詮重令和与之上者、自今以後令停止以前條々沙汰畢、然則除預所名久枝田畠在家等、於東目村下地以下所務者、止預所綺、避与于地頭、然者爲地頭沙汰、每年十二月廿日以前、可運上佰陸拾貫文錢貨於飯野政所也、若地頭過約束日限、致未進対捍、預所亦相綺下地所務者、云地頭、云預所、就和与違犯之仁、可被行御下知違背之罪科之狀如件

徳治二年丁未六月十三日

地頭隆衡（花押）

（裏封）
「爲後證奉行人所封也」

左衛門尉源（花押）

左衛門尉小野（花押）

*** (b) 「同文書」 正和四（一三三五）年四月十三日附陸奥国好島西莊預所伊賀頼泰讓状案

（端裏書）
「二郎左衛門分伊賀」

子息二郎左衛門尉光貞ゆつる所々

一 陸奥國內好嶋庄

好嶋浦田はな關、
つゝらを新田東目、
河中子北目矢河子、

一 むさしの國內 ひき郡の内うるうと村
潤土駒前はす田
あらいにし西東ミくらまこめ

一 しなの、國內 麻績御庫八ヶ条の内
矢倉郷

一 ひんせんの國內 長田庄の内
下かもの村 上下小山 やすいとう
つゝら坂

右、光貞ちやくくしとしてなかくゆつるところ也、自筆狀如件

正和四年四月十三日

賴泰 在判

(裏書)
「任此狀可令領掌之由、依仰下知如件

嘉曆二年八月廿四日

(北條守時)
相模守 在御判
(北條維貞)
修理大夫 在御判

***②⑤ 「金澤文庫文書」嘉暦四(二三九)年四月十五日附東重義和与用途請取状³⁷⁾

うけとり候和よのようとうの事

合廿五貫文者

右、件のようとうハ、か和しまかあと、申て候ちよつる女ニ、父にて候盛義かたひて候ゆつり状のしやうもんを、てらへまいらせ候て、さたをと、め候物なり、この、ちあるいハしやうもんのあんもと申候、又へちのゆつり状のしやうもんありと申いたして、さたをつかまつり候事あるへからす候、もしへちの人にても、さやうの物いてきたり候ハ、盛義のしひちのしやうもんをまいらせ候上ハ、重義つかい候て、申ひらき候へく候、た、し御けいやくたかい候ハ、なけき申候へく候、仍状如件、

嘉暦四年四月十五日

平重義(花押)

あとがき

本稿では、鎌倉幕府の裁判において「私和与」がどのような取り扱いを受けていたのかを解明していくための準備作業の一環として、訴訟当事者の主張の内容が記される訴陳状や裁判所によつて下された判断の内容が記される裁許状の中に、「私和与」の語が明記されている史料をはじめ、「私和与」の語こそ明記されていないものの、「私和与」の意味を考えるために有為な情報を与えているものと考えられる史料を見出し、これらに関する基礎的な整理を試みることになった。前者の史料に関しては、訴訟当事者あるいは裁判所がいかなる意味において「私和与」を認識していたのかについて、個別の訴訟事案の内容に即してあらためて検討する必要がある。また後者の史料に関しては、筆者の大きな

誤解に基づく整理が行われている場合のあり得ることを踏まえた上で、個別の訴訟事案に関する総合的な視点を持ちながらも、とりわけ次のような観点からの検討を試みる必要がある。すなわち、当該史料の中にはいかなる意味において「私和与」に類似する状況が見出されているといえるのか、あるいはまた、かりにそのような状況であると理解される場合においても、「私和与」であることがいかなる理由により指摘あるいは主張されることにはならなかったのか、などの点である。

本稿であらためて整理を試みたことから分かるように、「私和与」に関しては必ずしも多くの史料に恵まれているとは言い難い状況にある。かような意味からしても、「私和与」の意味を解明していくことは極めて困難な課題であることは明らかであるが、こんごも引き続き「和与」および「私和与」をめぐる問題⁽³⁸⁾に取り組んでいく中で、「私和与」をめぐる理解の可能性について何某かの手掛かりを得ていきたいと考える次第である。

【註】

- (1) 佐藤進一＝池内義實編『中世法制史料集』第二卷・室町幕府法(岩波書店、一九五七年、三五五頁以下)三七三頁。
- (2) 西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与の認可申請手続について」(『法政理論』第三卷第三・四号、新潟大学法学会、二〇〇〇年、三〇頁以下)一〇四―一一頁、あるいは同「鎌倉幕府の裁判における和与関係文書に関する若干の検討―和与をめぐる裁判手続の理解のために―」(『法政理論』第三卷第四号、二〇〇二年、一頁以下)八五―八八頁。
- (3) 西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与関係文書に関する若干の検討」(三・完) (『法政理論』第三卷第三号、二〇〇二年、一(三〇四)頁以下)四―三〇頁。
- (4) 西村安博「日本中世における裁判手続に関する理解をめぐって―その理解の現状と課題―」(一) (『同志社法學』第六四卷第七号、二〇一三年、五三三頁以下)六〇三―六一頁、あるいは、同「私和与か、和与か―日本中世の裁判手続の一断面―」(近衛通隆監修・公益財団法人陽明文庫編集『陽明叢書 記録文書篇 第九輯 法制史料集』所収「月報」27、思文閣出版、二〇一四年、一―二頁)など。なお、後者論文においては石井良

助博士が指摘された「私和与」に関する史料に①～⑥の番号を附した上であらためて指摘を行っているが、本稿においてもその番号をそのまま使用するについて、予めご諒解を頂きたいと思う。

- (5) 本稿では、東京大学史料編纂所編纂『大日本古文書』家わけ文書(東京大学出版会)、竹内理三編『鎌倉遺文』古文書篇(全四十二巻および補遺全四巻、東京堂出版、一九九五年完結)、瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁許状集』上・関東裁許状篇、下・六波羅鎮西裁許状篇(増訂版第二刷、吉川弘文館、一九九四年)などをはじめとする既刊行史料集を参照する一方、東京大学史料編纂所がIP上で公開するデータベースを利用している。なお、『鎌倉遺文』所収史料については、「鎌遺〇(巻)〇〇〇(号文書)」と記す一方、『鎌倉幕府裁許状集』所収史料については、「関裁〇〇〇」、「六裁〇〇〇」あるいは「鎮裁〇〇〇」のように記している。また、本稿で引用する史料は主として各註の中で最初に記した史料集所載の該当史料に依拠していることも記しておきたい。

- (6) 『大日本古文書 高野山文書之二』寶簡集三三・三〇二＝「鎌遺」⑧二九五八九。

- (7) 西村・前掲「日本中世における裁判手続に関する理解をめぐって」(一)六〇三―六一頁。

なお、平山氏は「和与状の審査」をめぐる問題に関して、審査は「手続と形式と内容の三方面から行われたと思われる」(前掲『和与の研究』一〇九頁)と述べておられる。「手続」に関する審査が行われた事例として、「詫摩文書」元亨三(一三三三)年三月廿五日附鎮西裁許状案(鎮裁一二八)を取り上げる中で、訴人による和与の認可申請に先駆けて論人が裁判所に対して訴人作成の和与状を提出し認可申請を行ったことから、これを受けた裁判所は訴人に対して和与の実否の確認を行っていたことを指摘しておられる(一〇九頁)。そして、「内容」に関する審査に関しては、「和与の成立に裁判所が干渉するものでも」なく、「和与の結果が、法の指向するところ」に一致せず、随つてまた、幕府の政策の指向するところとも一致しないばあいが生じ得た」ことから、「個々の相論において和与が成立し、認可の下知状申請が行われたばあい、その和与の契約を認めることが、法規との関聯において、また幕府の政策の立場から適当であるか否かという疑問」が生じる中で「和与状の内容に関して審査が行われた」(一〇九頁)とする理解を導いておられる。

この上で平山氏は、「和与認可の申請を受けた裁判所が、和与を許容しないばあい」として四つの事例(次掲【史料】・「熊谷家文書」弘安十(一二八七)年九月一日附関東御教書【鎌遺】②一六三四二・後掲史料II⑤・後掲史料*⑩)を挙げておられる。氏はその中の次掲【史料】＝「入来院家文書」年月日不詳(文保元年以降)・澁谷爲重陳状(朝河貫一著、朝河貫一著書刊行委員会編『入来院文書(復刻版)』紀伊國屋書店、二〇〇〇年、六〇頁、一二三号文書)を取り上げ、「一 惟重不可知行廣化之跡事」に記される和与(傍線部分)に注目する中で、この重陳状が作成されることになった当該訴訟事案においては「当事者の間で和与が成立し、(訴人)惟重が、筆者註 認可の下知を裁判所に申請しても、裁判所が(審査を行った

結果、当該和与を、筆者註）許さなかつたことがわかる」（一三三頁）と述べておられる。しかしながら、当該和与は果たして平山氏のいわれるごとく「当事者の間で成立した」ものとして理解され得るものであろうか、さらにいえば、当該和与はそもそも和与認可のための審査の対象として位置付けられ得る性格のものであつたのであろうか、筆者は聊かの疑問を禁じ得ないのである。

当該事案にみえる和与をめぐることは、もとより、あくまで論人（爲重）の主張内容から読み取ることが出来るものに過ぎないという一定の限界なしいし制約が存在することを前提にしなければならぬ。その上で、平山氏が言及されることのなかつた「一惟重奸謀事」に記される和与をめぐる状況を加味して考えるならば、訴人（惟重）が「雅意」に任せて「廣化之跡」に対して押領をはたらく中で、論人を相手取って自らが「非據」の訴訟を提起し、論人の同意を得ることなく一方的に、そして竊かに和与を成立させることにより自己に有利なかたちで当該所領に対する権限を奪取しようとしていたという状況をおおよそ想定することが可能であるように思われる。そうだとすれば、当該和与は平山氏のいわれるところの、当事者間で成立した和与であるとはそもそもいえないということになるであらう。訴人から一方的に認可の申請を受けた裁判所（鎮西カ）は、当該和与が果たして両当事者間の合意に基づくものなのか否か、つまり和与認可の申請が両当事者によって行われることになっているものなのか（平山氏のいわれる「手続」に関する審査）などという問題について慎重に確認を行つたことが考えられるのである。和与の存否に関する確認が行われた結果、当該和与については一方当事者（論人爲重）が全く関知していないことが判明したことから、裁判所は和与の認可を行うにはいたらなかつたという状況があらためて推測されることになるであらう。

他方では、一方当事者から和与の認可申請を受けるにいたつた裁判所がこのように、相手方当事者に対して和与の事実確認を行う行為に関して、平山氏の言われるように「審査」の手続を象徴するものとして殊更に強調する必要があるように思われるのである。なぜならば、裁判所を介して訴訟両当事者間で通常行われていたところの、訴状および陳状の応酬をめぐる裁判手続（三問三答を原則とする書面審理手続）における裁判所の関与の仕方と考えるとき、和与の存否を確認する裁判所の行為はこれとほぼ同様なものとして考えることが可能であるように思われるからである。

【史料】

（前略）

堵申之間支申云々、取説、

此条、就甥廣化（重貞）自筆遺狀、令知行之間、令申安堵之處、惟重張支申安堵之間、於當御奉行、被經御沙汰之處、構出今案之由、載陳狀之条、不足言也、廣化自筆顯然之上者、争今案之由可掠申哉、是三（中略）

鎌倉幕府の裁判における私和与について

鎌倉幕府の裁判における私和与について

同志社法学 六九巻七号

三六二 (二三九〇)

一 惟重不可知行廣化之跡事

惟重爲訴人於廣化之跡事^{争之}、致非據訴訟、令和与、以彼和与狀、於當御奉行可下給御下知之由雖申之、不及御許容之上者、争可令知行廣化跡哉、而以次第相承文書、令知行之由、令僞陳之条奸謀也、廣化子息僧明一房、舍弟僧眞良房、亡父跡田在家小當知行之上者、閤子息末次第相承文書、舍弟惟重争可帶哉、尤欲被召出、^{是九}

一 惟重奸謀事

於薩摩國塔原在家小、同國在國司三郎左衛門入道道興、同國住人武光掃部左衛門尉飛騨彌四郎兵衛入道隨願并井上左衛門二郎朝有示、以廣化永代活却地、惟重任雅意致押領、竊令和与、掠給安堵之条奸謀至也、然早被召出彼和与狀以下證文安堵御下文、欲被召行罪科、^是

以前条々大概如斯、所詮、於廣化避狀者、惟重承伏之上者、欲蒙御成敗、且押領承伏之上者、云下地、云年々押領物、被糺返之、於罪科者、任被定置之旨、欲被召行、且彼避狀惟重存知事、期間答之時、仍重租言上如件、

(8) 赤松俊秀 〓 児玉幸多 〓 竹内理三 〓 林屋辰三郎 〓 古島敏雄 〓 宝月圭吾編集顧問 『日本古文书学講座』第5巻 中世Ⅱ (雄山閣出版、一九八一年、五七頁以下) 九六〇九七頁。

(9) 新田一郎 『日本中世の社会と法―国制史的変容―』東京大学出版会、一九九五年。以下の叙述はこれに拠り、該当頁を記す。

(10) 高橋一樹 『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年、三二二頁以下。以下の叙述はこれに拠り、該当頁を記す。

(11) 日本古文书学会編 『古文书研究』第六三号、吉川弘文館、二〇〇七年、二五頁以下。以下の叙述はこれに拠り、該当頁を記す。

(12) このことは、佐藤雄基「中世の法と裁判」(『岩波講座日本歴史』第7巻・中世2、岩波書店、二〇一四年、一四六頁以下) 一七一頁において、「当事者たちは和与を結んだ上で、幕府の裁許(下知状)を申請した。幕府の和与裁許状を得ていない和与は「私和与」と見なされ、幕府法廷で効力が認められない場合があった(認められる場合もあったが)。当事者間の関係を安堵・承認する役割が幕府に求められ、そのことが紛争を予防・抑制する作用を果たすようになった。」と述べられていることにも関連する。佐藤氏が指摘されているように、幕府裁判所が私和与を認めない場合とはどのような事例であるのか、あるいは私和与を認めている場合としてはどのような事例が見出されるのかについて、筆者は明らかにすることが出来ていないが、これまで和与に関する実証的な研究を進めて来ている筆者には、かような問いに答えるべく責任が課せられているものと感じている。

(13) *⑦ 『大日本古文书 高野山文书之五』又續寶簡集五十六・一一二八 〓 仲村研編 『莊園史料叢書 紀伊國阿氏河莊史料 一』吉川弘文館、一九七六年、一六八号文书「以下では「阿氏河莊史料 一」〇〇〇のように記す」 〓 『鎌遺』⑬九八二八。

(14) Ⅰ① 『高野山文书之五』又續寶簡集五十五・一一四四「前半」および『同文书之六』同七十九・二四六五「後半」 〓 『阿氏河莊史料 二』(一九七

八年刊行) 二二五 〃 「鎌遣」 16 二二八三。

(15) ② * (a) 「高野山文書之五」又續寶簡集七十九・一四四九 〃 「阿氏河莊史料」二二二三四 〃 「鎌遣」 16 二二七二、* (b) 「高野山文書之五」又續寶簡集五十七・一一五五 〃 「阿氏河莊史料」二二三三五 〃 「鎌遣」 16 二二三六九、および I (c) 「高野山文書之五」又續寶簡集五十七・一二五二 〃 「阿氏河莊史料」二二三六 〃 「鎌遣」 16 二二四一〇。

(16) ④ * (a) 「東寺百合文書」ユ函・二四(京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB) 〃 「鎌遣」 31 三二五 〃 若狭国太良莊史料集成編纂委員会編『若狭国太良莊史料集成』第二卷(小浜市、二〇〇八年)二二〇号文書、I (b) 「東寺百合文書」ユ函・二六 〃 「鎌遣」 31 二四一六 〃 前掲『若狭国太良莊史料集成』二二三。以上は幕府裁判所に係属した訴訟事案ではないものの、私和与の意味を理解するためにも有益な史料であるといえよう。なお、高橋慎一郎「若狭国太良庄と歎喜寿院」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅰ 鎌倉時代の政治と経済』東京堂出版、一九九四年、二八六頁以下)に拠れば、基本的に歎喜寿院(本家)得分が一〇石と定められる中で、正安三(一三〇一)年四月廿三日附歎喜寿院寺用米支配定(「鎌遣」27二〇七七)により、太良莊から東寺(領家)に送り届けられる年貢の十二分一を本家に分配することが改めて定められることになったという。この「支配定」は、両者が作成し互いに確認し合ったものと考えられる。しかしながら、東寺は十二分一の分配比率を守らなかったようで、これに不満を抱いた歎喜寿院が訴訟を提起する中で、対する東寺は従来の十五分一を納めることにより歎喜寿院側もこれを受け取って来ていると再度反論を行っている(* (a)。これに対して歎喜寿院は、東寺からの納入が「支配定」に反して十五分一の分配率に止まっていることを主張するとともに、寺官を太良莊に派遣して年貢を直接徴収することにさせて欲しいと訴えている。

(17) ⑧ * (a) 「大日本古文書 島津家文書之三」一一七〇(一) 〃 「薩摩伊集院和與文書案(一)」 〃 「鎌遣」 34 二六五八四 〃 「鎮裁」一〇六 〃 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料』旧記雑録前編Ⅰ(鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九七九年)一一三〇、* (b) 「島津家文書之三」一一七〇(一) 〃 「薩摩伊集院和與文書案(二)」 〃 「鎌遣」 29 二二五四一 〃 前掲『鹿児島県史料』一一〇三。

(18) ⑨ 当該事案は必ずしも幕府裁判所で取扱われたものではないが、敢えてここに指摘する三通の史料は「私和与」に関する一定の示唆を与え得る史料として理解されよう。* (a) 「宝珠院文書 二函九一号」(研究代表者 勝山清次「科学研究費研究成果報告書 中世寺院における内部集団史料の調査・研究」二〇〇六年、所収「法華堂文書平安・鎌倉時代分」二三八号文書)、* (b) 「鎌遣」 36 二八三四四 〃 「兵庫県史」史料編 中世5、一九九二年、所収「東大寺文書 摂津国猪名荘・長洲荘」五〇。なお、『尼崎市史 第一巻』本編Ⅰ 原始時代・古代・中世、一九六六年、四六六頁以下、国立歴史民俗博物館編『収集家一〇〇年の軌跡―水木コレクションのすべて―』一九九八年、六三頁、あるいは、尼崎市立地域研究史料館編『尼崎市制九十周年記念 新「尼崎市史」図説 尼崎の歴史』上巻、二〇〇七年、一一三頁以下などを参照。* (c) 前掲『兵庫県史』史料編、所収「東大

文」である。* (b)同「十五箇記録文書目録」の中「第十三函 平記及び勘例等」二五七四三号文書。当該文書については、『大山村史 別集二』五九六「案文」 〓 『兵庫県史』史料編 中世8、「近衛家文書」八「案文」 〓 『鎌遣』18「一三四八〇」案文」である。* (c)同「貴重文書目録」二五七七九号文書および二五六八九号文書(一)。当該文書については、『大山村史 別集二』五九七 〓 『兵庫県史』史料編 中世8、「同前」一〇 〓 『鎌遣』18「一三五六」である。* (d)陽明文庫「貴重文書目録」二五六八九号文書(二)。当該文書については、『大山村史 別集二』五九八 〓 『兵庫県史』史料編 中世8、「同前」十一 〓 『鎌遣』18「一三五七七」である。* (e)陽明文庫「貴重文書目録」二五六八九号文書(三)。当該文書については、『大山村史 別集二』五九九 〓 『兵庫県史』史料編 中世8、「同前」十二 〓 『鎌遣』18「一三五七八」である。なお、『陽明文庫所蔵文書』については、西村安博「近衛家額丹波國宮田莊をめぐる訴訟關係文書について―「和字」および「謀書」に關する法制史料の検討―」(正)『同志社法學』第五五巻第五号、二〇〇四年、六三頁以下、とくに一一頁以下参照)に依拠している。

(26) ⑩* (a)茨城県史編さん中世史部会編『茨城県史料 中世編I』一九七〇年、鹿島神宮文書「三三六」 〓 『鎌遣』26「一九五七七」関裁」二二一、* (b)『茨城県史料 中世編I』「塙不二丸氏所蔵文書」一三三 〓 『鎌遣』34「二九九五、* (c)『茨城県史料 中世編I』「同前」二四 〓 『鎌遣』35「二六八六四」とくに(a)に關しては、近藤成一「土地裁判から見た鎌倉時代」(東京大学史料編纂所編『日本史の森をゆく―史料が語るとおきの42話―』中公新書、二〇一四年、一三七頁以下)参照。

(27) ⑰* (a)『大日本古文書 東大寺文書之十四』五七二 〓 『岐阜県史』史料編 古代・中世三、一九七一年、所収「西部莊古文書」三〇三号文書「以下では「岐阜」〇〇のように記す」 〓 『鎌遣』27「二〇八二、* (b)『東大寺文書』一―二五―四三九 〓 『岐阜』補遺十一 〓 『鎌遣』27「二〇八二、* (c)『東大寺文書之十四』五六二 〓 『岐阜』三〇四(後闕) 〓 『鎌遣』27「二〇八九三、および『東大寺文書』四―一五三 〓 『岐阜』三〇五(前闕) 〓 『鎌遣』27「二〇八九四。

(28) ②『大日本古文書 相良家文書』一三六 〓 『鎌遣』28「二一一三。

(29) * (18)『兵庫県史』史料編 中世7、一九九三年、「神戸市立博物館所蔵文書」一号文書 〓 『神戸市立博物館 館蔵名品図録』一九九一年、神戸市スポーツ教育公社、No.9 〓 『鎌遣』28「二一三三七。

(30) ②『元亨二(一三三三)年正月十二日附「鎌倉幕府追加法」第七一七条(佐藤進一 〓 池内義資編『中世法制史料集』第一卷、鎌倉幕府法、岩波書店、一九五五年、三三三―三三四頁)。

(31) ⑰* (a)瀬野精一郎編『松浦黨關係史料集』第一、續群書類従完成会、一九九六年、五五号文書 〓 『鎌遣』8「五三五九、* (b)『同』一三六 〓 『鎌遣』28「二九二六、* (c)『同』二四八 〓 『鎌遣』29「三二二一、四、* (d)瀬野精一郎『青方文書』正和四年六月二日鎮西探題裁許状案の復元(『同』松

浦党研究とその軌跡」青史出版、二〇一〇年、二二三頁以下、一九九〇年初出。なお、同編『松浦黨關係史料集』第二、續群書類従完成会、一九八八年、三一四・三二五および三二六「鎌遣」③三五二八「鎮裁」補六「前缺」および「鎮裁」九四「前缺」などを参照。加えて、建長七(一二五五)年九月六日附漕和与状は現存しないことを指摘しておきたい。

- (32) ⑳ ***(a) 『兵庫県史』史料編 中世8、一九九四年、所収「八坂神社文書」五三〇〇八坂神社社務所編纂 増補 八坂神社文書 下巻、復刻版、臨川書店、一九九四年、一七〇九「鎌遣」③二九三五一、(b) 『兵庫県史』同編「同文書」五六〇「増補 八坂神社文書」同巻、一七二〇「鎌遣」③二九三七一、***(c) 『兵庫県史』同編「同文書」六八〇竹内理三編 増補 續史料大成 第四十五巻(八坂神社記録三) 臨川書店、一九七八年、三九六〜七頁「鎌遣」④三三三〇三、***(d) 『兵庫県史』同編「同文書」七四〇「増補 八坂神社文書」同巻、一七二〇。なお、以上については、川島敏郎「祇園社領「四カ保」の形成と相伝について」『古文书研究』第十四号、一九七九年、七四頁以下)、吉水隆記「祇園社領莊園の再編―顕詮と丹波国波々伯部保―」『立命館文學』第六三七号「特集 一四世紀京都の政治と社会―「祇園社」社家記録を読む」、二〇一四年、一二四六頁以下)などを参照。

- (33) ㉑ ***(a) 前掲・菊池紳一編『鎌倉遺文』補遺編・尊經閣文庫文書・九号文書、***(b) 『東大寺文書』(二一六一二〇)、『山口県史』通史編 中世、山口県、二〇一二年、所収「付録」四七七「東大寺文書之十六」七九六「鎌遣」③一四二〇、***(c) 前掲『山口県史』所収「付録」一五九「東大寺文書之十六」七八九(二) (與田保相論文書案)の中)「六裁」二三。

なお、***(a)は地頭朝俊と公文湛与の間で取り交わされた和与状の中、朝俊和与状(与)であり、これに対応する湛和与状は伝存していないが、***(b)はこの和与を認めた国司序宣である。当該和与の内容は「公文 筆者註 湛与は給田五町・在家一字・公文職を子々孫々に至るまで知行することを条件として、朝俊が地頭と称して下地を進止することを認め、それに関する証文を渡した」(前掲『山口県史』通史編 中世、一〇六頁)とするものであるが、和与を直接認可した主体は鎌倉幕府ではなく国司であることから、当該和与の内容をめぐって後に再び争われるような事態が生じた際には幕府裁判所の関知しない和与として取り扱われる可能性を有していたことも考えられる。ところが、与田保をめぐって後に幾度となく生じる訴訟において和与状***(a)は幾度となく引用されることになり、紛争解決のための一定の規準として重視されていることが明らかであることから、***(a)・***(b)は***(c)に直接関係する文書ではないが、***(c)の訴訟事案においてもその大前提とされるべき重要な文書であることに鑑み、ここに取上げて掲げておくことにする。なお、与田保をめぐる一連の訴訟に関しては藤本進「与田保地頭に関する考察」(上)(下)(日本歴史学会編『日本歴史』一三七号「四九頁以下」・一三八号「二八頁以下」、吉川弘文館、一九五九年)、田村裕「中世前期国衙体制下における在地領主の存在形態―与田保公文の場合―」(『広島大学文学部紀要』第三三巻、一九七四頁、一九七四年、七一頁以下)、同「周防国与田保の性格と

国衙補任地頭の成立について」(『史學研究』廣島史學研究会、第一一九號、一九七三年、一頁以下) および「第五章 鎌倉時代の莊園と武士(前掲『山口県史』通史編 中世、一〇五―一五頁)などを参照。

(34) ***²²「閏裁」二二三―二二七」(『鎌遺』1511―1167。これは、訴訟当事者が和与状を作成し認可裁許状を得ている中で紛争が再発した事案である。

和与の内容に不満を抱く訴人(通時)は、紛争が生じた場合には和与を破棄することが可能である旨が和与状(論人作成のものと考えられる)には記載されていると主張するが、これに対して裁判所は、論人(通義)の提出する訴人作成の和与状には和与を変更することが可能である旨は記されていないことを確認し、和与状とこれを認可する裁許状の内容は変更することが出来ないとの判断を導いている。そして、訴人が文永四年八月十日附讓状に基づいて行われた分領の内容をめぐって濫訴に及んだことについて、裁判所は和与認可裁許状に対する下知違背之咎としてではなく、告言之咎として認定する一方、これを「造言料」として所領を分け召すと判令している。このように、裁判所は判断を導くにあたり、和与の事実およびその内容、あるいはこれを認可する裁許状の根拠としていることはおおよそ理解されるが、それ以上に和与の前提にされた讓状を重視し和与状を判断の主たる規準とする中では、和与認可裁許状を全面的に依拠すべき規準と位置付けているようには考えられないのである。

(35) ***²³神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史』資料編 1古代・中世(一)、一九七二年、七五四―『鎌遺』151161。

(36) ***²⁴(a)『定本 飯野家文書 中世編』飯野文庫、二〇〇五年、一二―二卷二二―花見朔巳序：諸根樟一編『近世以前飯野及國魂史料文書』(勿來社、一九三〇年)「一好嶋莊篇」の中、六号文書＝『鎌遺』302983、***²⁵(b)『定本 飯野家文書 中世編』一八五「末成卷七」＝『近世以前飯野及國魂史料文書』一一号文書。(b)に関しては、嘉暦二(二三二七)年八月廿四日附で関東の担当奉行人による裏書が記されていることが分かる。なお、当該事案においては、「預所側の狼藉が原因により預所伊賀頼泰と東目村地頭岩城小次郎隆衡との間に成立するに至った」徳治二年の和与はその後、「好島氏知行分の好島田・浦田に加えて、先の徳治二年の和与では預所の関与を止めたはずであった「東目村」が改めて讓状に記載されることになっている」ことが注目される(松井茂「鎌倉時代の陸奥国好島庄―預所の庄支配をめぐって―」『歴史』第四八輯、東北歴史学会、一九七六年、二四頁以下、とくに三三―三三頁参照)。なお、陸奥国好島庄については例えば、佐々木慶市「関東御領陸奥国好嶋庄」(同『中世東北の武士団』名著出版、一九八九年、二頁以下、とくに三三―三三頁参照、一九七〇年初出)、永原慶二「領主制支配における二つの道―好島庄の預所と地頭をめぐって―」(『永原慶二著作選集 第三卷 日本中世社会構造の研究』岩波書店、二〇〇七年、九五頁以下(一九六九年発表)、一九七三年公表)、あるいは鎌倉佐保「鎌倉期における莊園制支配の実態と秩序―陸奥国好島庄を素材として―」(同『日本中世莊園制成立史論』塙書房、二〇〇九年、二四三頁以下、二〇〇三年初出) などをはじめとする多くの研究の蓄積をみているが、その中では、「関東御領好島庄における(私的実力と現実的な経済過程に根をおろすこと)によって領主制支配を進めた」地頭岩城氏と(公的権力として、制度的なものに依存しつつ支配を進めよ鎌倉幕府の裁判における私和与について

うとする傾向が強い。預所伊賀氏の土地所有と在地支配の在り方」は「顕著な相違を示しつつ、両勢力の競合としては、南北朝以降、前者の優位が決定的となっていた」とする理解（永原・前掲論文）が久しく共有されて来たことは周知の通りである。

(37) ***25 『臺灣文庫古文書』第七輯 所務文書篇・五三六四号文書。

平山行三氏は前掲『和与の研究』の「第三章 和与の手続及び効果」における「第四節 鎌倉時代末期における簡易和与手続の発達」（二二五―二二九頁）の中で、鎌倉幕府の「所務沙汰における正式な和与の手続」（和与状の作成・交換にともない和与の認可申請手続が行われ、和与認可裁許状が発給される、筆者註）が存在する一方で、「鎌倉時代の末期に至って、簡易和与法とでもいべき略式の和与手続が行われるに至った」こと、すなわち「論人が訴人に対し「和与用途」と称する金・銭貨を渡し、訴人がその代償として訴訟を止める手続」が発達していったことを論じておられる。その中では、前掲史料②(b)、「島津家文書」元亨四年二月廿二日附源祐清契状②「島津家文書之二」五三七①前掲「鹿児島県史料」旧記雜録前編一、一三八九①「鎌遺」③②一八六八〇（↓鎮西担当奉行による裏封有）および当該史料（前掲「神奈川県史」資料編 上古代・中世（一）、二七一九①「鎌遺」③③〇五八四）を取り上げておられる。そして前掲史料②(b)に関しては、訴人（雑掌好国）が「訴訟の進行中に、筆者註」用途（和与用途、筆者註）を請け取ったにもかかわらず訴訟をとどめようとせず、更に関東の沙汰をうけようとし、且つ、地頭名以下一庄の作田を点定して荊田狼藉を行ったので、和与用途の返還を命じ、且つ好国を荊田狼藉の咎に処せられた」と訴えを、論人（地頭重綱）が起こしているとの解釈が示される。

このことから平山氏は、「この時代（鎌倉幕府の終末より約三〇年前）に、所務沙汰の訴訟手続において、訴人が論人から金を請け取り、その代償として訴人が和与を行ない訴訟を止める事が公認の制度として存在していたこと、また、相手が和与をなし訴訟をとどめることを条件として一方の支払う金を「和与用途」と称したことが明らかである」こと、「公認の制度」というのは、「和与用途」の性質は訴訟代理人が内密に請け取る賄略の如きものでない事が、返還請求の訴訟をおこしている事から明瞭である」こと、そして「この用途を請け取った訴訟当事者（訴人）がその代償として「訴訟を止める」意思表示を行った契約状」が正しく「源祐清契状」および当該史料②(b)であると論じておられる。「源祐清契状」に関しては対応する和与認可裁許状は伝存していないものの、当該契状には裏封が施されていることから裁判所が認可したことによる法的効果は担保されていることが考えられよう。

その一方で、裏封や和与認可裁許状の存在しない他の二通に関して平山氏が、「下知状の申請という事実はあらわれていないし、また、下知状が下されたとすればそれは和与認可の下知状のうちに、こういう手続で和与の行われた事を示す実例があつてしかるべきであるが、私は未だそれを見ない。そうすると、この場合は、裁許の下知状は下されなかったのではないかと考えられる。そうすると、正式の和与の手続に比較して格段に簡

略化された手続ということになるのである。」と論じておられることを踏まえるならば、幕府の裁判手続の上で和与に関する簡略化された手続が公認されたものとして存在していたのか否か、あるいはまた、このような和与が裁判手続の上で私和与として取り扱われる可能性の問題について、あらためて検討する余地が残されているように思われるのである。

〔38〕 前掲註(4) 所引、西村安博「私和与か、和与か―日本中世の裁判手続の一断面―」において指摘したことであるが、「私和与」および「和与」を理解するにあつては下知に関する既判力の考え方が大きな前提とされて来ていることはあらためて言うまでもない。和与をめぐる既判力(和与の効力)については夙に石井良助博士が、「下知状の形式に於ける裁判所の認可を受けると、和與契約案は裁許(殊に狹義の)と同一の効力を有するに至る譯であるから、特に之を記述する必要はない譯であるが、具體的に主なるものを挙げて見たいと思ふのである。」(石井・前掲書二七三頁)として、「既判力」および「和与の効力が和与契約各当事者の相続人に及ぶこと」に関して論じておられる。その中で和与を認めた下知に対する違背に関しては、「(一) 和與は既判力を有して居る。即ち裁判所は當該和與が何らかの理由によつて棄破されざる限り、後の裁判に於て和與以前の趣旨に反する判決を爲す事を得なかつたのである。従つて既に和與下知状が與へられた以上は、後の裁判に於て和與以前の事はも早争へず、和與以前の證文を提出するも取上げられる事なく、和与違背は即ち下知違背と見られたのである。」(二七三頁)と、このことからすれば、裁判所が和与を認可することの意義を問うことはすなわち、そもそも「和与」にはいかなる意味における法的効果を有することが期待されていたのかを明らかにすることもあり、同時にまた「私和与」の有する法的意義を明らかにすることもある。これは自明のことではあるが、しかし、「和与」・「私和与」の問題を考える中においては相変わらず、既判力の問題が潜在し続けていることには留意しなければならない。私たちを拘束し続けて来ている既判力の発想からいかなる形で解放されるのが可能になるのか、例えば「私和与」あるいは「和与」をめぐる問題に関してどのような発想の転換を行うならばその実態を正確に捉えることが可能になるのかは、今もなお問われ続けている重要な法制史的課題の一つであるといえよう。

【附記】

かような拙文を御退職ならびに古稀の御祝として敬愛する 瀬川晃教授の机下に捧げることには御有恕を賜りたい。

また本稿は、平成二十九年年度日本学術振興会・科学研究費補助金・基盤研究(C)・研究課題「日本中世法における判決と証拠の関係に関する法制史的研究―「裁判規範」の再検討―」(研究代表者 同志社大学法学部教授 西村安博「日本法制史専攻」)に係る研究成果の一部であることを記しておく。